

# 鹿児島市

## 子どもの未来応援プラン（案） (子どもの貧困対策推進計画)

鹿児島市

## 1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
参考「子どもの貧困率」について	3

## 2 子どもの貧困の状況

(1) 全国における子どもの貧困の状況	5
(2) 鹿児島市における子どもの貧困の状況	6
参考 子供の貧困対策に関する大綱に基づく本市の状況	11

## 3 鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要	13
(2) 集計の方法	13
(3) 回答者の状況について	14
(4) 子どもに関する項目	15
(5) 保護者に関する項目	24
(6) その他(子どもの進学について)	38

## 4 調査結果からみる本市の課題

(1) 調査結果からみる本市の課題	40
-------------------	----

## 5 計画の基本的考え方

(1) 計画の基本的考え方	42
---------------	----

(1) 学びの支援	43
(2) 生活の安定に資するための支援	46
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	50
(4) 経済的支援	52
参考 「鹿児島市子どもの未来応援プラン」4つの柱と「第二期鹿児島市子ども子育て支援事業計画」第4章施策の展開との関係性	54
参考 市役所で行っている相談	55

(1) 取組主体と役割分担	57
(2) 計画推進体制	58

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が相対的貧困の状態となっています。その後、平成28年国民生活基礎調査における子どもの貧困率は13.9%、令和元（2019）年国民生活基礎調査では13.5%と、過去最悪だった平成25年調査からは改善しているものの、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあるという状況が続いています。

特に子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち大人が1人である世帯における貧困率は平成25年調査54.6%、平成28年調査50.8%、令和元年調査48.1%と、2人に1人が貧困状態にあるという非常に厳しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成25年6月、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、平成26年8月には基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するため、市町村における計画策定の努力義務が明記され、新たな大綱も閣議決定されています。

この新たな大綱制定に向けて開かれた「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、「今後の子供の貧困対策の在り方について」という提言が出され、この中で、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等について評価する一方で、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあること、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭の貧困率に比べて減少幅が小さいこと、地域による取組の格差が拡大してきたことなどが挙げられています。

さらに、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされてしまうのを食い止めるためには、家庭の経済的な課題解決だけでなく、現在から将来にわたって全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要であること、貧困の状況にある家庭では様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいため、子どもの貧困問題の解決にあたっては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があることが指摘されています。

また、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」とされており、2030年までに達成すべき17の「持続可能な達成目標（SDGs）」の一つに「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」が掲げられています。

そして現在、新型コロナウイルスによる社会生活への影響が生じている中、今後、さらに多くの子育て家庭が様々な困難に直面することが予想されます。コロナによる家庭への

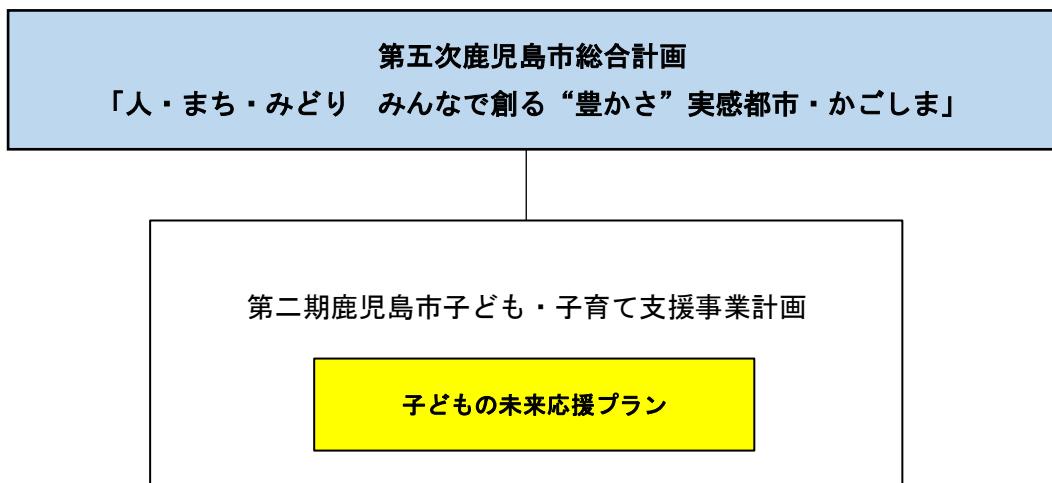
影響は均一ではなく、より大きな影響を受けやすいのは以前より社会的に弱い立場に置かれていた子どもやひとり親家庭などであることから、支援を検討するにあたっては、各家庭の状況に応じた柔軟な対応が求められています。

このようなことから、本市においても、改正法の趣旨も踏まえつつ、今後の子どもの貧困対策をこれまで以上に効果的に推進するため、この度、子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を策定いたします。

## （2）計画の位置づけ

本プランは、令和元年6月に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（第9条第2項）に基づく、市町村における子どもの貧困対策計画として策定するものです。また、本市では、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今回策定する本プランについても、子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していく必要があり、またそれぞれの取組が共通していることから、本プランの推進が本事業計画全体を先導的に推し進めることにつながるため、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」にリーディングプロジェクトとして追加で位置付けることとします。

※リーディングプロジェクトとは、計画に掲げる各施策・事業において、特に先導的かつ重点的に取り組むべきものを指す。



## （3）計画期間

この計画は、令和3年度から令和6年度までの4か年計画とします。

### 【参考】「子ども」と「子供」

本プランでは「子ども」という表記で統一しますが、国の大綱及び有識者会議においては「子供」と表記されていることから、国が使用している名称に関しては「子供」と表記しています。

## 参考 「子どもの貧困率」について

### ●子どもの貧困率

子ども（18歳未満のもの）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

### ●ひとり親世帯の貧困率

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が1人の世帯の貧困率

### ●等価可処分所得

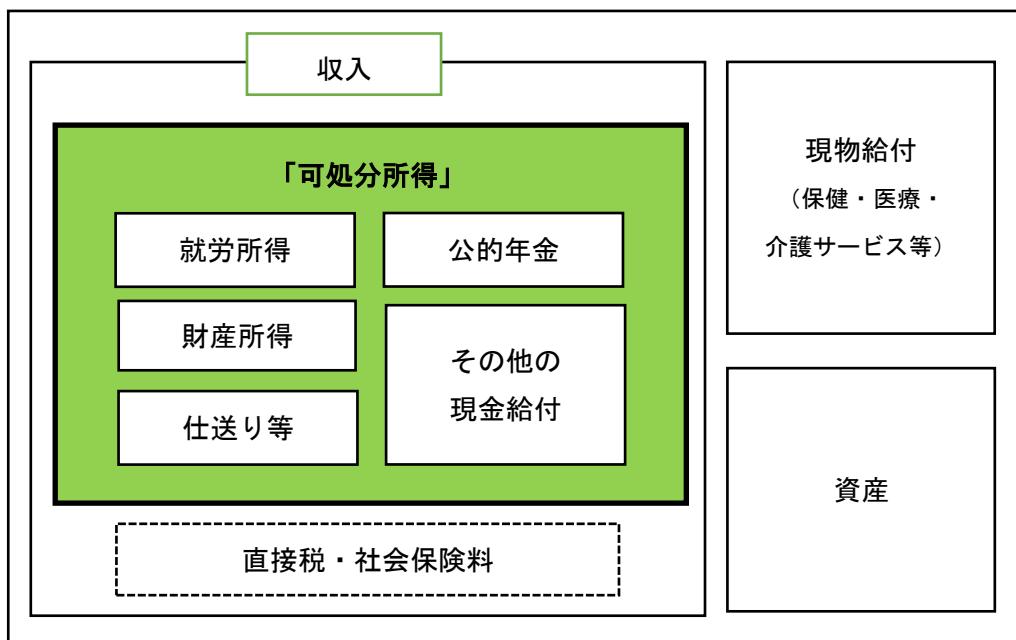
世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標です。

世帯の可処分所得は各世帯の世帯人員数に影響されるため、世帯人員数で調整する必要があります。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストは割高になることを考慮する必要があるため、「世帯の可処分所得 ÷ 世帯人員数」と単純に世帯人員数で割ることはできません。そのため、世帯人員数の違いにより調整するにあたっては、世帯人員数の平方根で割る方法がとられています。

#### ◆可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入のこと。

預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しません。



#### ◆等価可処分所得の算出（可処分所得が400万円の場合）

$$2\text{人世帯} \rightarrow 400\text{万円} \div \sqrt{2} = 283\text{万円}$$

$$3\text{人世帯} \rightarrow 400\text{万円} \div \sqrt{3} = 231\text{万円}$$

$$4\text{人世帯} \rightarrow 400\text{万円} \div \sqrt{4} = 200\text{万円}$$

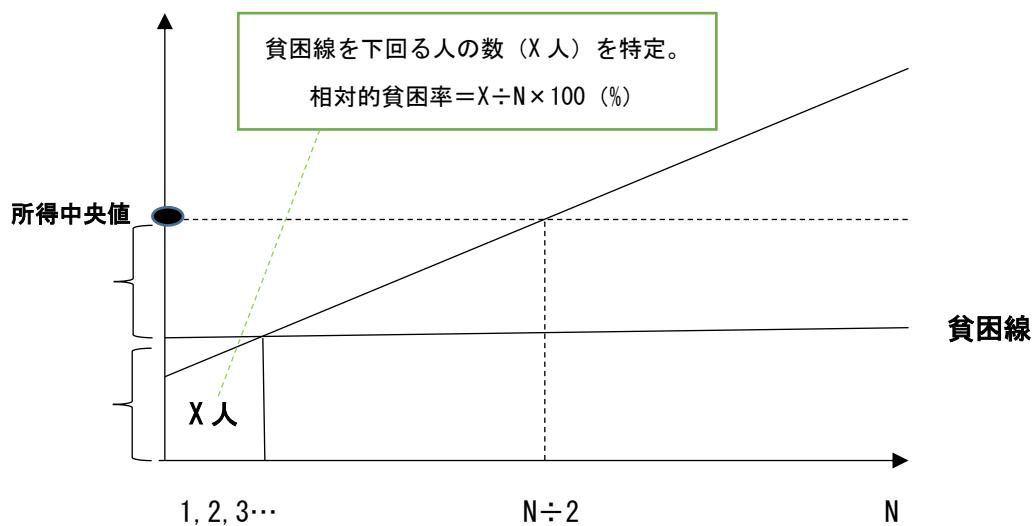
可処分所得400万円の2人世帯は、可処分所得283万円の単身世帯と同じ生活水準ということになります。

### ●貧困線

全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得（所得中央値）の半分の額をいいます。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は相対的貧困にあるとされ、その割合を相対的貧困率といいます。相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれており、相対的貧困率は、格差の議論で用いられる指標の1つとして用いられています。

#### ◆貧困線・相対的貧困率の考え方



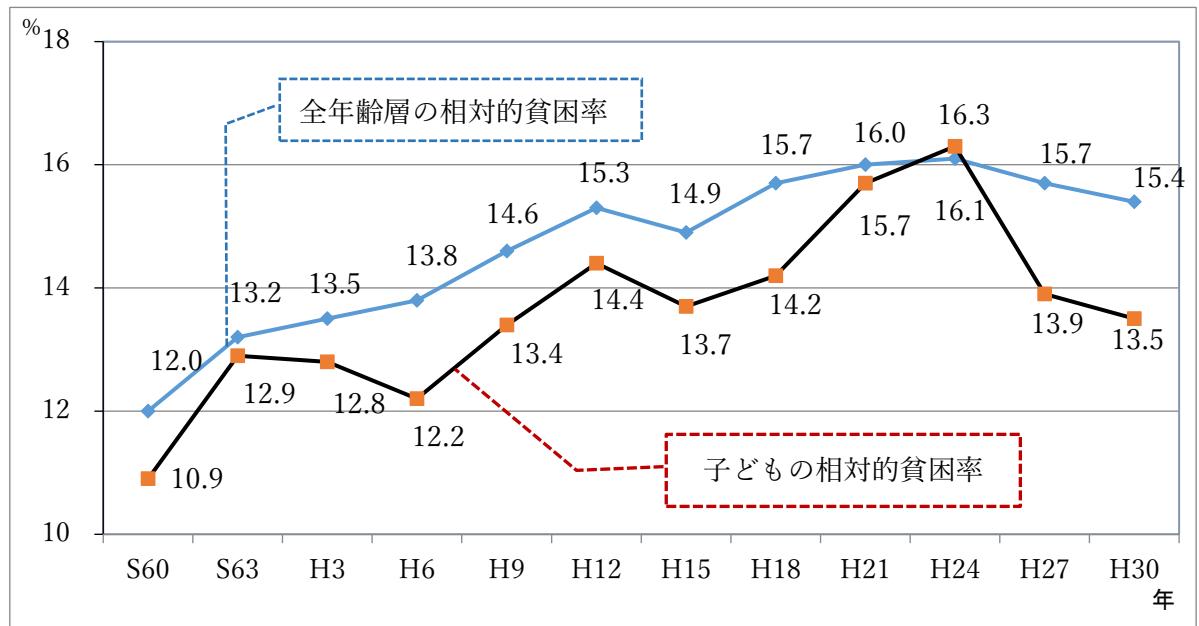
全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べる。ちょうど真ん中の人の等価可処分所得が「所得中央値」、その半分の額が「貧困線」となる。貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人 (X人) の全体 (N人) に占める割合を「相対的貧困率」という。

## 2 子どもの貧困の状況

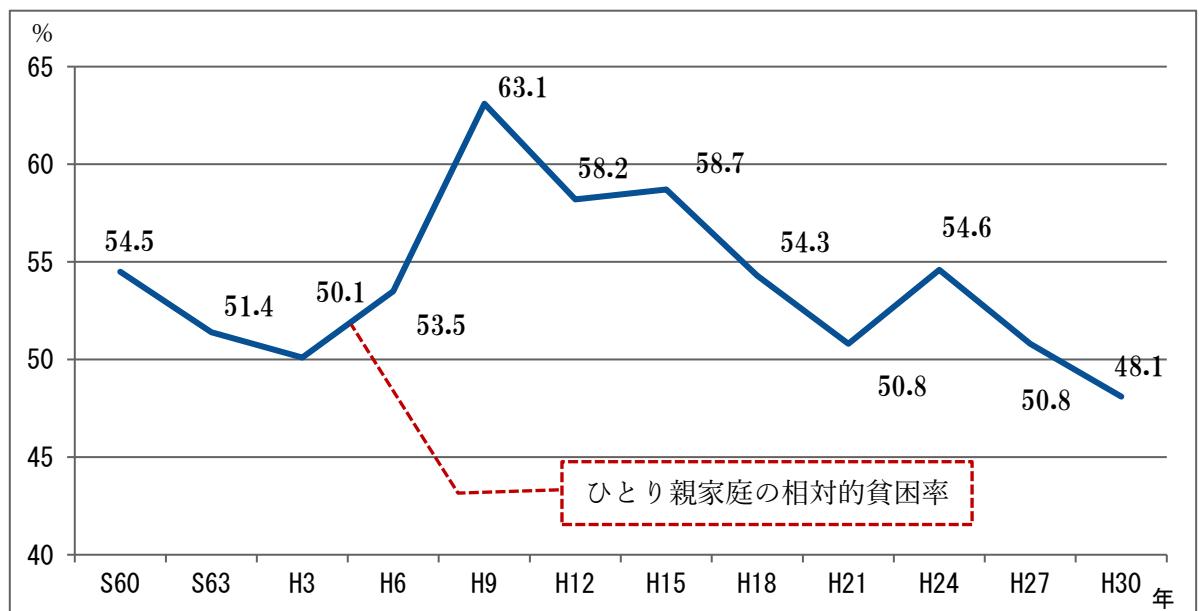
### (1) 全国における子どもの貧困の状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は13.5%、7人に1人が相対的貧困の状態です。

特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人である世帯の貧困率は48.1%と、2人に1人が相対的貧困状況にあり、厳しい状況であることが分かります。



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」

## (2) 鹿児島市における子どもの貧困の状況

### ①生活保護受給世帯等及び保護率の推移

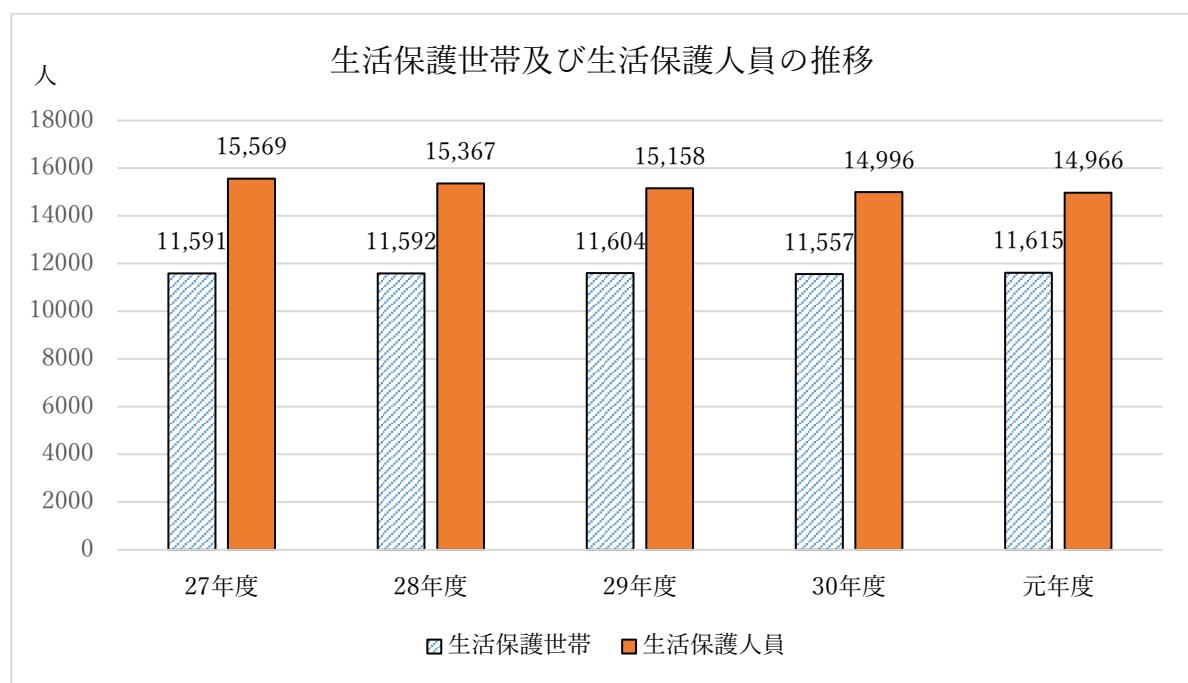
我が国においては、日本国憲法第25条第1項で「生存権」が規定されています。「第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生存権とは文字どおり、私達一人一人が生きていくための権利であり、それは生物学的に「生存する」というだけでなく、社会の一員として尊厳を持って生活する権利です。生活保護制度はこの「健康で文化的な最低限度の生活」を国が保障するための制度であり、生活に困窮し、一定程度以下の収入や資産の状況におちいってしまった場合、誰でも利用することができます。

この生活保護を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている家庭が増えているのか・減っているのか、対象世帯が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

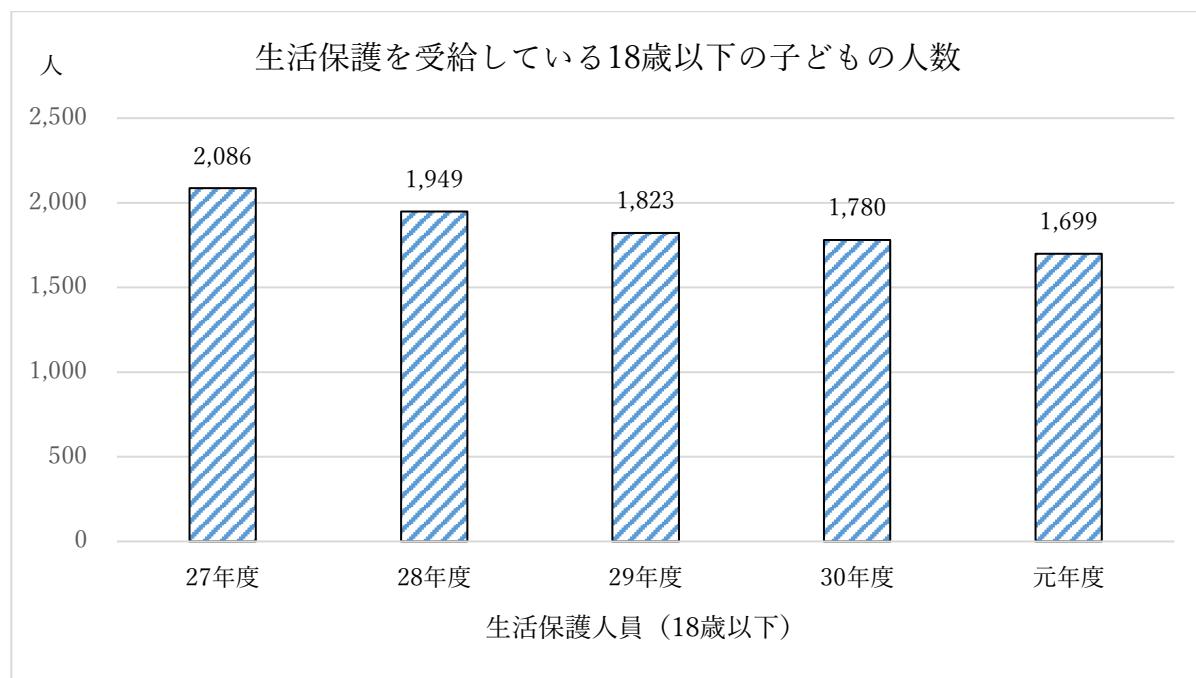
ここ5年間の推移を見てみると、生活保護世帯数は横ばい、生活保護人員は減少傾向にあります。しかし、本市の保護率は国や県を上回っており、生活保護人員が多い状況にあることが分かります。

また、中学校卒業後の進学率についても、市全体の進学率に比べて、生活保護世帯の子どもの進学率は低くなっていることが分かります。



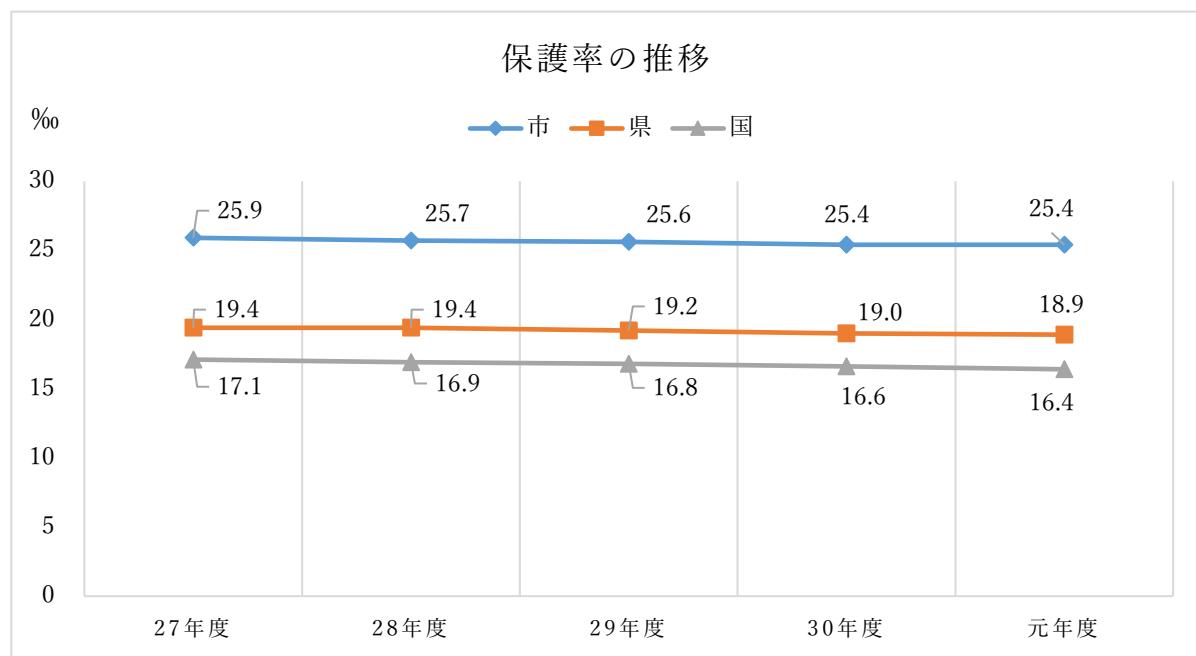
(単位：生活保護世帯は世帯、生活保護人員は人)

(鹿児島市)



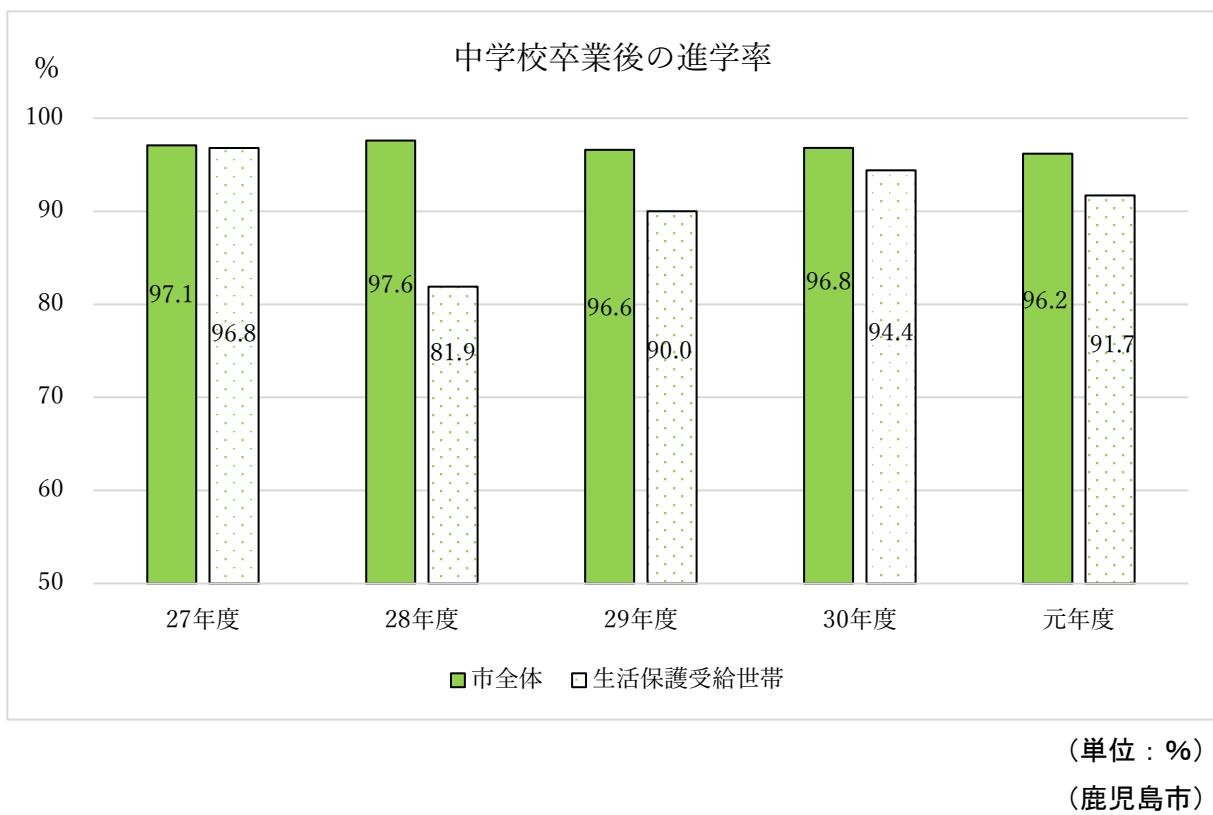
(単位：人)

(鹿児島市)



(単位 %)

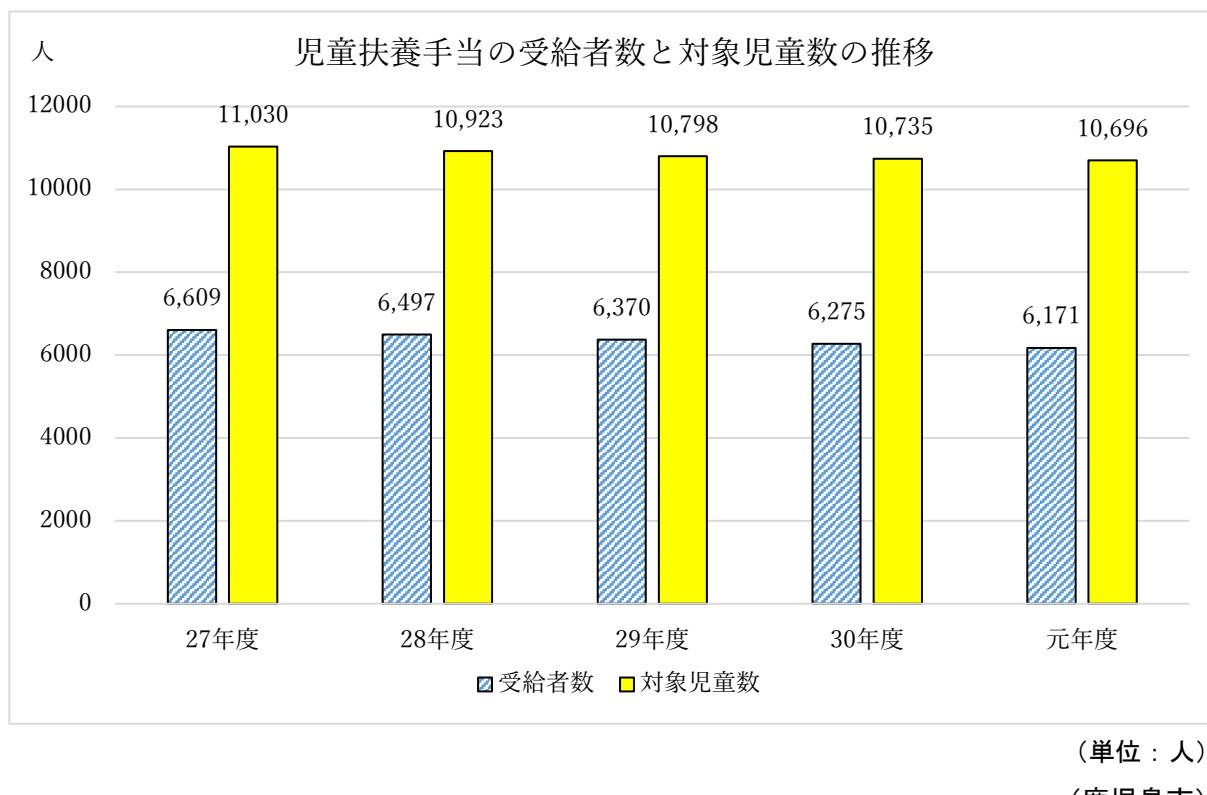
(鹿児島市)



## ②児童扶養手当受給者数及び対象児童数

児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給される手当で、離婚等により父または母がないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。児童扶養手当の受給にあたっては、一定の所得制限が設けられており、この手当の受給者数や対象児童数の推移を見ることで、経済的課題を抱えているひとり親家庭の方々が増えているのか・減っているのか、その傾向を把握することができます。

ここ5年間の推移を見てみると、児童扶養手当受給者数及び対象児童数は少子化等の影響により減少していますが、なお一定数の子どもがひとり親家庭で生活していることが分かります。

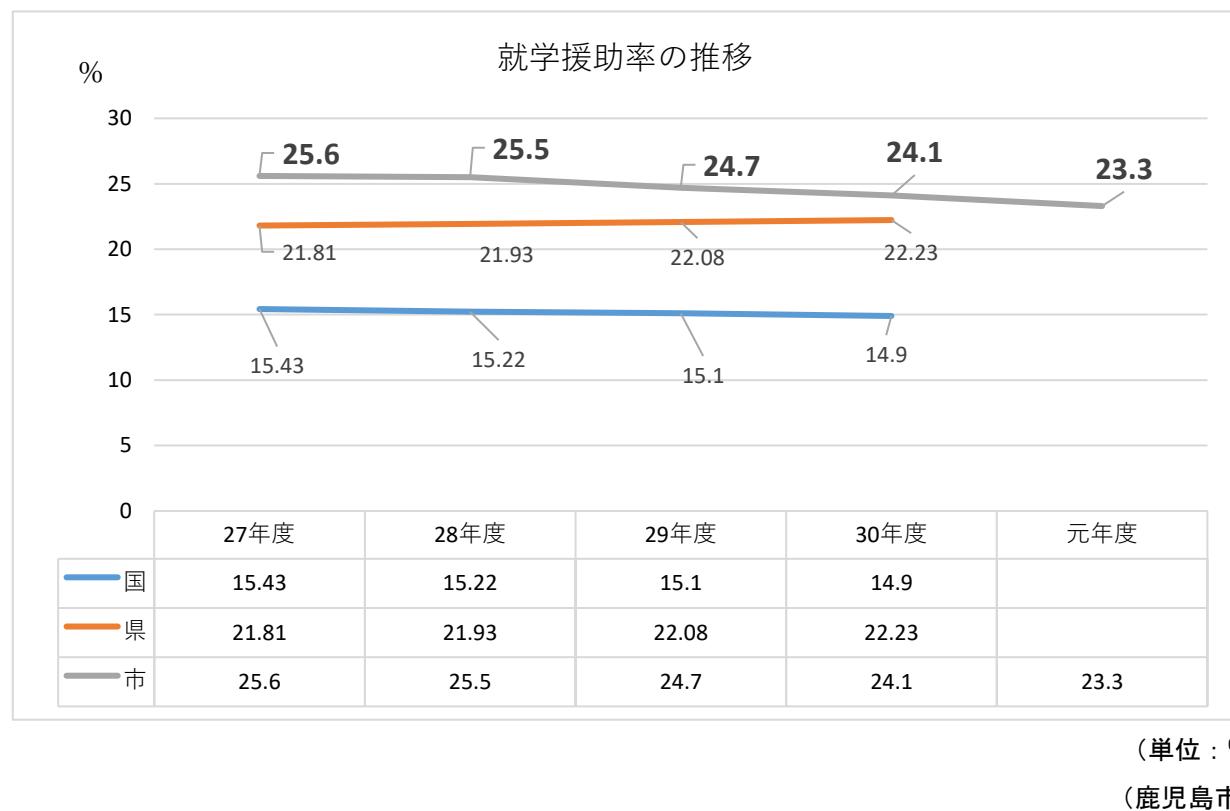


### ③就学援助率

就学援助とは経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の必要な援助を行うものです。

この就学援助を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている子育て家庭が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

ここ5年間の推移を見てみると、本市の就学援助率は国や県を上回っており、就学援助受給者が多い状況であることが分かります。



就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出

## 参考 子供の貧困対策に関する大綱に基づく本市の状況

国の子供の貧困対策に関する大綱に基づく指標からみた、本市の状況は以下のとおりです。

項目	国	出典	対象	本市	出典	対象
教育の支援						
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7%	厚労省保護課調	H30	91.7%	保護第一課調	R元年度
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1%	厚労省保護課調	H30	4.0%	保護第一課調	R元年度
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0%	厚労省保護課調	H30	30.0%	保護第一課調	R元年度
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合						
・小学校	50.9%	文科省児童生徒課調	H30年度	62.8%	青少年課調	R元年度
・中学校	58.4%	文科省児童生徒課調	H30年度	76.9%	青少年課調	R元年度
スクールカウンセラーの配置率						
・小学校	67.6%	文科省児童生徒課調	H30年度	100%	青少年課調	R元年度
・中学校	89.0%	文科省児童生徒課調	H30年度	100%	青少年課調	R元年度
就学援助制度に関する周知状況						
・入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	65.6%	文部科学省調	H29年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度
新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施状況						
・小学校	47.2%	文部科学省調	H30年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度
・中学校	56.8%	文部科学省調	H30年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度
生活の安定に資するための支援						
電気、ガス、水道料金の未払い経験						
ひとり親世帯	・電気料金	14.8%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 21.0%	子どもの生活に関するアンケート調査
	・ガス料金	17.2%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5父子世帯 7.7%	
	・水道料金	13.8%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2母子世帯 21.8%	
子供がある全世帯	・電気料金	5.3%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2父子世帯 12.7%	
	・ガス料金	6.2%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5保護者 8.3%	子どもの生活に関するアンケート調査
	・水道料金	5.3%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2保護者 8.7%	
食料又は衣服が買えない経験						
ひとり親世帯	・食料が買えない経験	34.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 17.1%	子どもの生活に関するアンケート調査
	・衣服が買えない経験	39.7%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5父子世帯 5.8%	
子供がある全世帯	・食料が買えない経験	16.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2母子世帯 18.8%	
	・衣服が買えない経験	20.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2父子世帯 4.8%	
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合						
ひとり親世帯	・重要な事項の相談	8.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 5.3%	子どもの生活に関するアンケート調査
	・いざという時のお金の援助	25.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5父子世帯 3.8%	
等価可処分所得 第Ⅰ～Ⅲ十分位	・重要な事項の相談	7.2%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2母子世帯 4.0%	
	・いざという時のお金の援助	20.4%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2父子世帯 9.5%	
等価可処分所得 第Ⅳ～Ⅵ十分位	・重要な事項の相談	10.0%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5A類世帯 3.9%	子どもの生活に関するアンケート調査
	・いざという時のお金の援助	23.1%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2A類世帯 4.2%	

項目	国	出典	対象	本市	出典	対象
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
ひとり親家庭の親の就業率						
・母子世帯	80.8%	国勢調査	H27	小5母子世帯 中2母子世帯	88.1% 89.9%	子どもの生活に関するアンケート調査 H29
	88.1%	国勢調査	H27	小5父子世帯 中2父子世帯	98.0% 95.2%	
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合						
・母子世帯	44.4%	国勢調査	H27	小5母子世帯 中2母子世帯	36.7% 43.9%	子どもの生活に関するアンケート調査 H29
	69.4%	国勢調査	H27	小5父子世帯 中2父子世帯	75.0% 79.4%	
経済的支援						
子供の貧困率	13.9%	国民生活基礎調査	H27	A類世帯	14.6%	子どもの生活に関するアンケート調査 H29
	7.9%	全国消費実態調査	H26			
ひとり親世帯の貧困率	50.8%	国民生活基礎調査	H27	母子世帯	58.5%	子どもの生活に関するアンケート調査 H29
	47.7%	全国消費実態調査	H26	父子世帯	13.0%	

### 3 鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要

#### (1) 調査の概要

- ①調査名称：鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査
- ②調査方法：対象者全員に対するアンケート調査を学校配付・学校回収により実施
- ③調査時期：平成29年7月
- ④調査対象：鹿児島市の市立学校の小学5年生・中学2年生の子ども及びその保護者
- ⑤実施状況

	小学5年生		中学2年生	
	子ども	保護者	子ども	保護者
配布数	5, 600	5, 600	5, 297	5, 297
有効回収数	4, 827	4, 855	4, 362	4, 448
有効回収率	86. 2%	86. 7%	82. 3%	84. 0%

#### (2) 集計の方法

所得類型別にクロス集計を行いました。

所得類型別の区分については、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って調整した所得）を算出して区分しました。本調査では、保護者への調査問3(1)で「前年（2016年）のおおよその手取り額（ボーナスを含む）」を調査しています。ただし、「200～250万円未満」や「400～500万円未満」といった幅のある数値の選択肢を提示して調査したことから、等価可処分所得の算出にあたっては、それぞれの選択肢の上限値と下限値の平均値を可処分所得として取り扱いました。また、平成28年国民生活基礎調査における等価可処分所得の中央値は245万円であることから、下記のとおり所得類型を3つに区分しました。

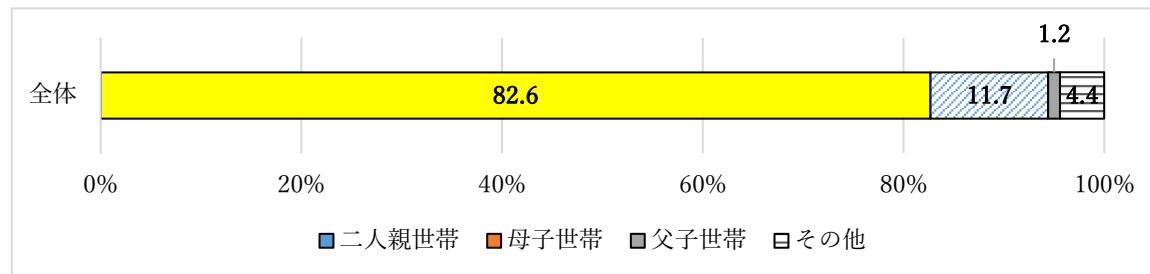
##### 【所得類型別区分】

- ・A類世帯：等価可処分所得が中央値（245万円）の50%（122万円）未満の世帯（相対的貧困世帯 P4参照）
- ・B類世帯：等価可処分所得が中央値未満で、中央値の50%以上の世帯
- ・C類世帯：等価可処分所得が中央値以上の世帯

### (3) 回答者の状況について

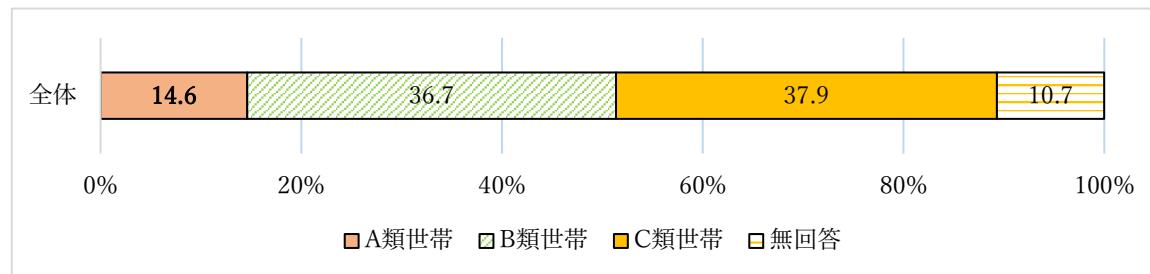
#### 回答者の世帯類型別の構成

世帯類型別では、二人親世帯 82.6%、母子世帯 11.7%、父子世帯 1.2%、その他 4.4%となっています。



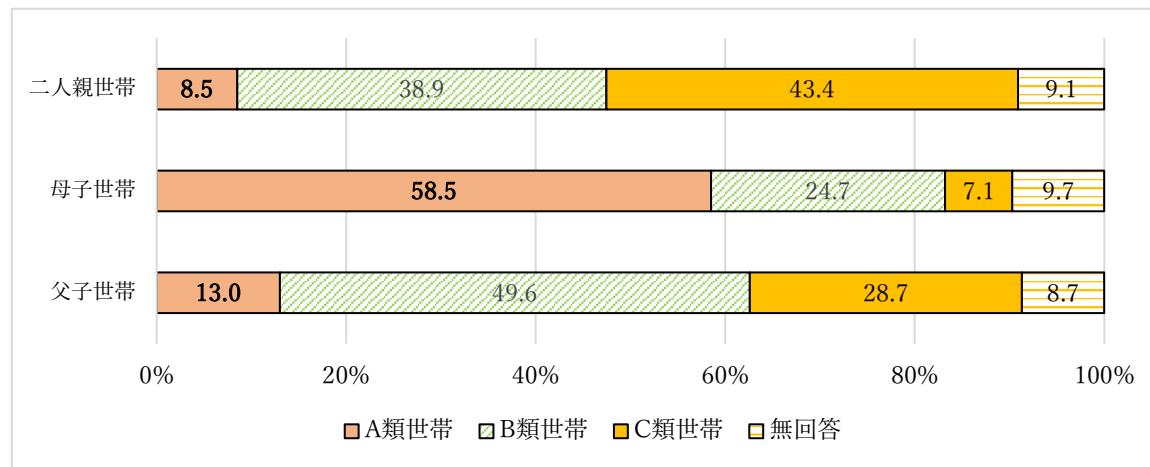
#### 回答者の所得類型別の構成

所得類型別では、A類世帯 14.6%、B類世帯 36.7%、C類世帯 37.9%、無回答 10.7%となっています。



#### 世帯構成ごとの所得類型別の構成

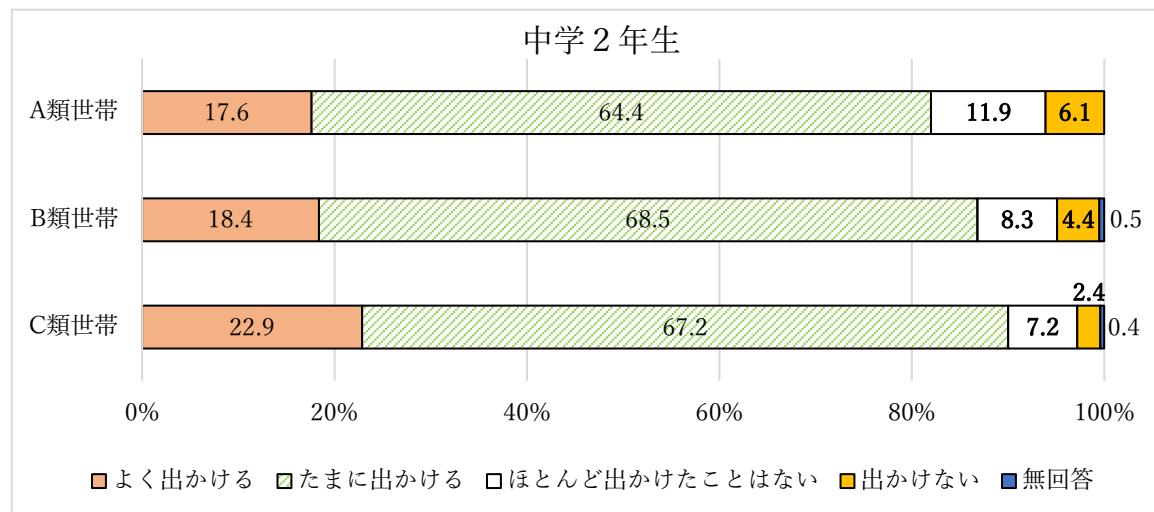
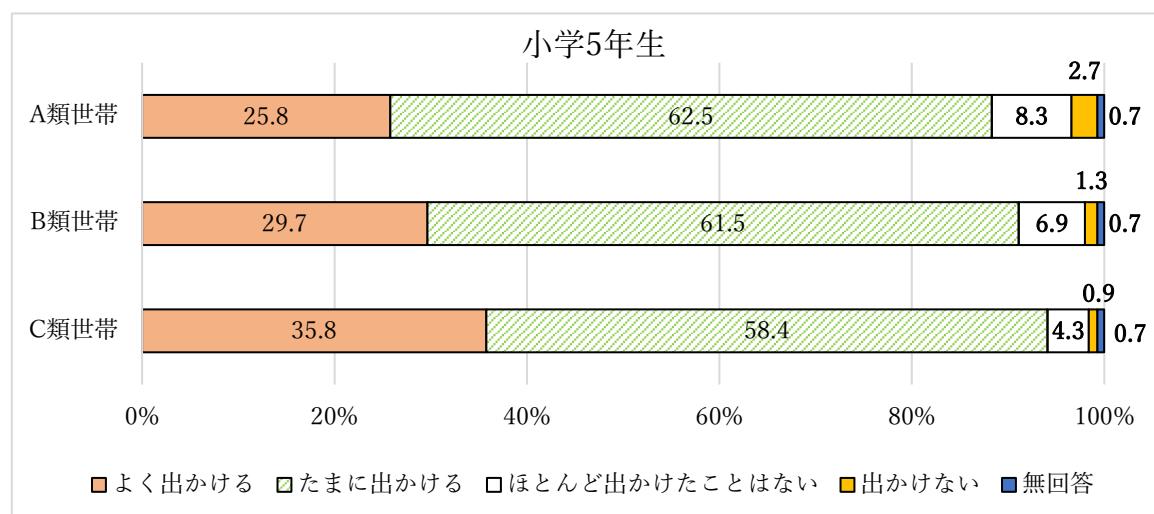
世帯構成ごとにみると、二人親世帯では 8.5%、母子世帯では 58.5%、父子世帯では 13.0%が A類世帯となっています。



#### (4) 子どもに関する項目

##### 家族旅行や日帰りでのお出かけの頻度 (教育に関するここと生活に関するここと)

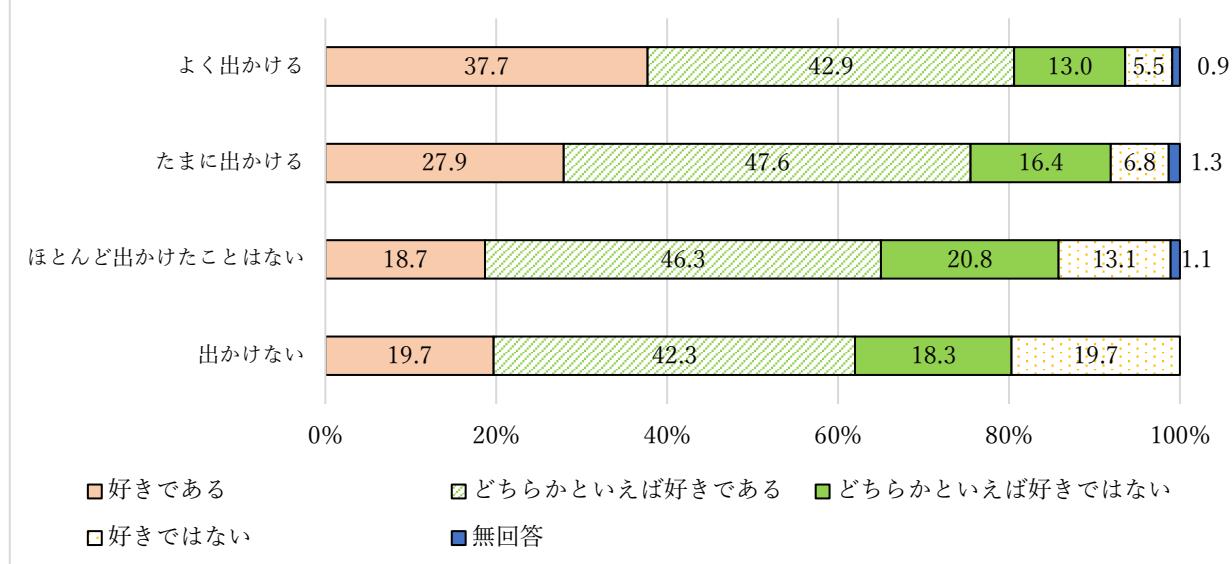
家族の人と一緒に家族旅行や日帰りでのお出かけなどをしているか尋ねた質問（子ども問8（1））では、「ほとんど出かけたことはない」+「出かけない」と回答した子どもの割合がA類世帯で高くなっています。家庭の状況により子どもの体験活動に差が出ていることが分かります。



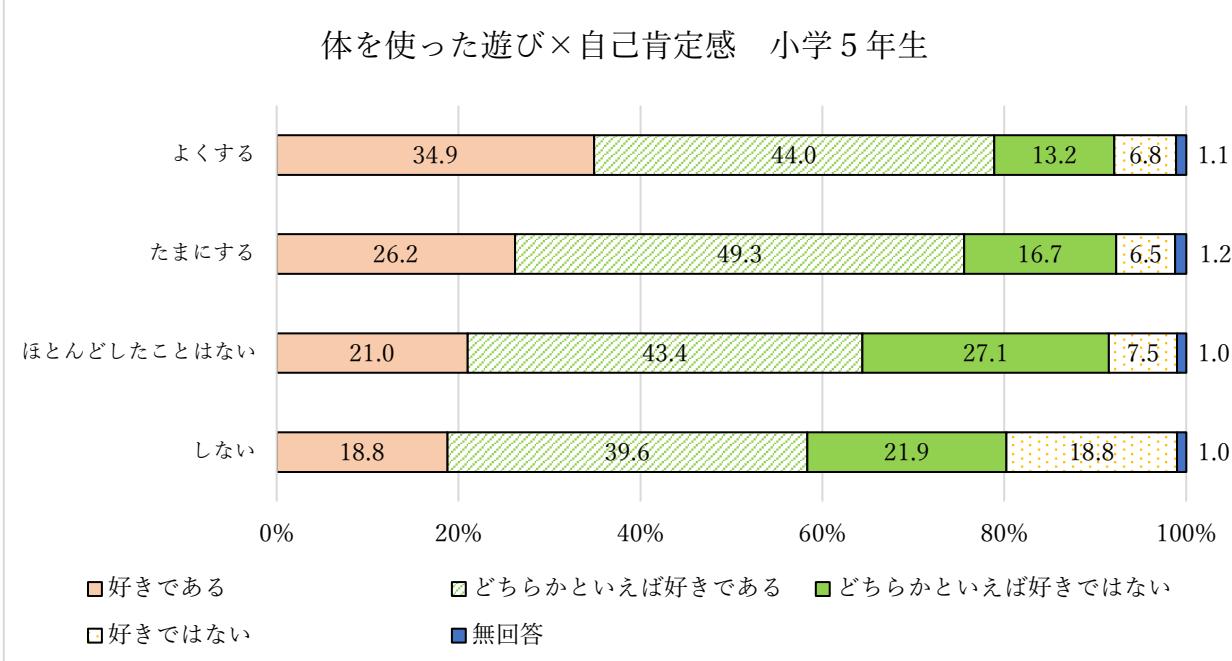
## 自己肯定感 (教育に関すること) (生活に関すること)

家族との体験活動の取組状況（子ども問8）と子どもの自己肯定感※（子ども問15-（1））のクロス集計をみた場合、全体的に体験・活動をよくしているとの回答した子どもほど、自己肯定感が高いという傾向にあり、体験活動が子どもの自己肯定感に影響していることがうかがえます。

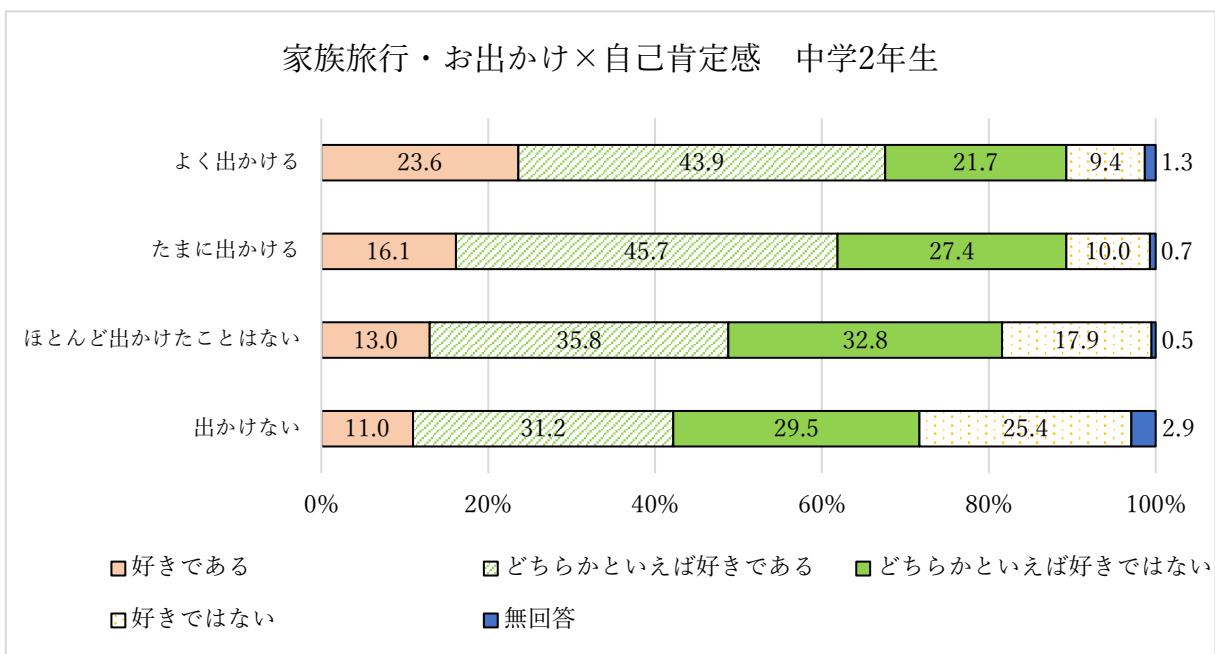
家族旅行・お出かけ×自己肯定感 小学5年生



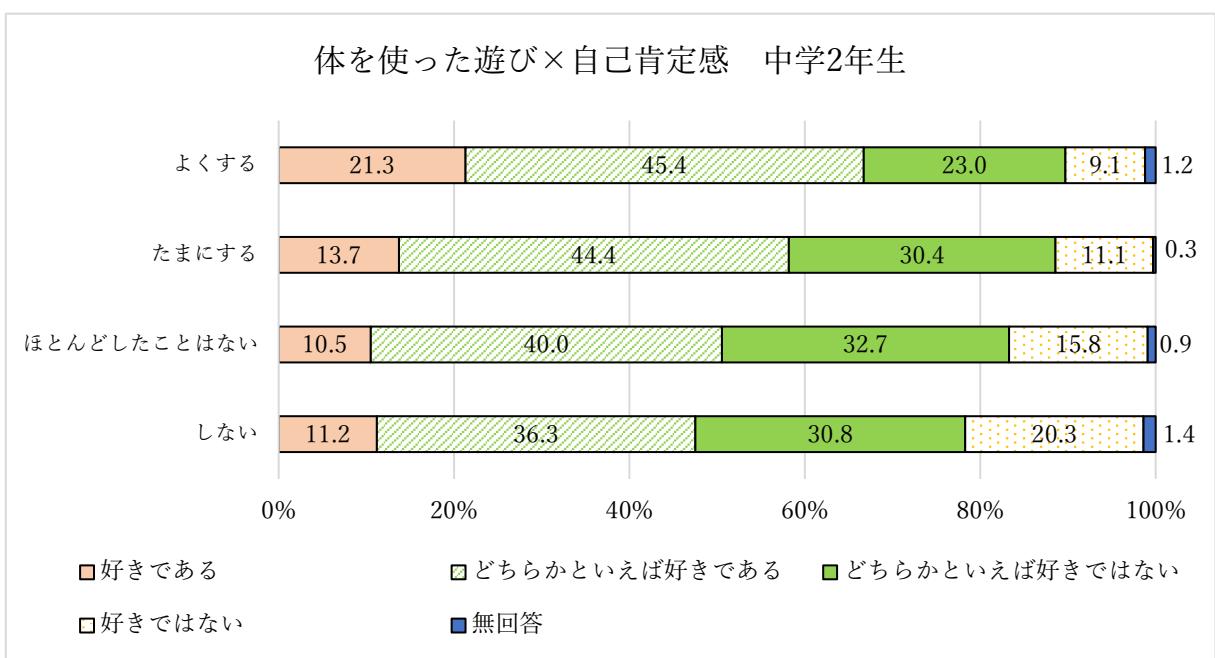
体を使った遊び×自己肯定感 小学5年生



### 家族旅行・お出かけ×自己肯定感 中学2年生



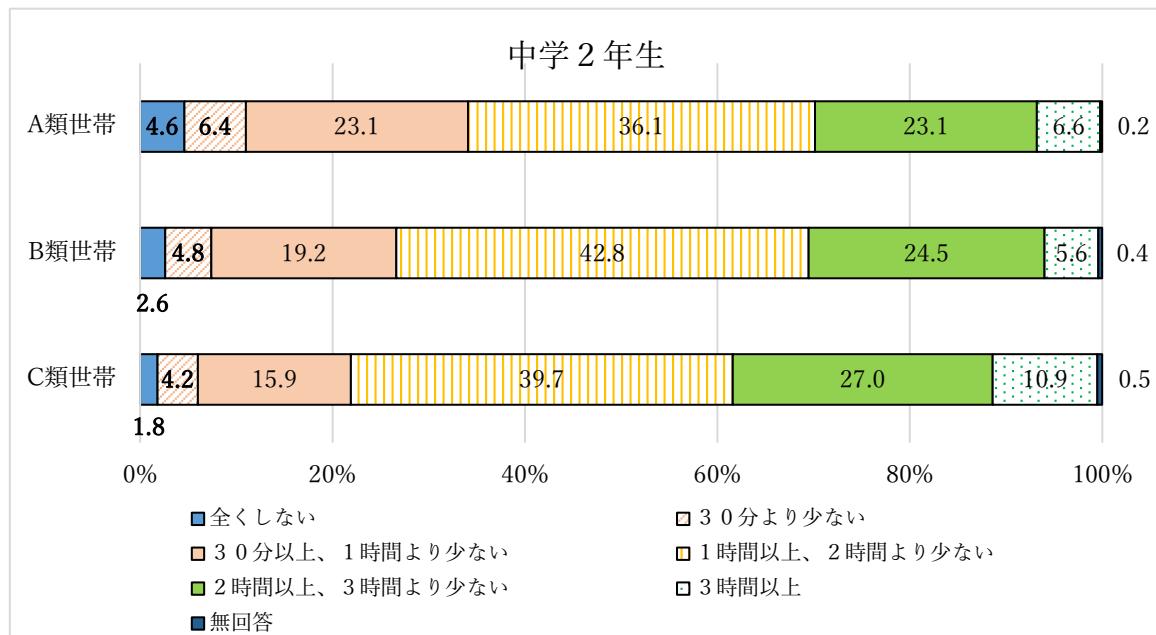
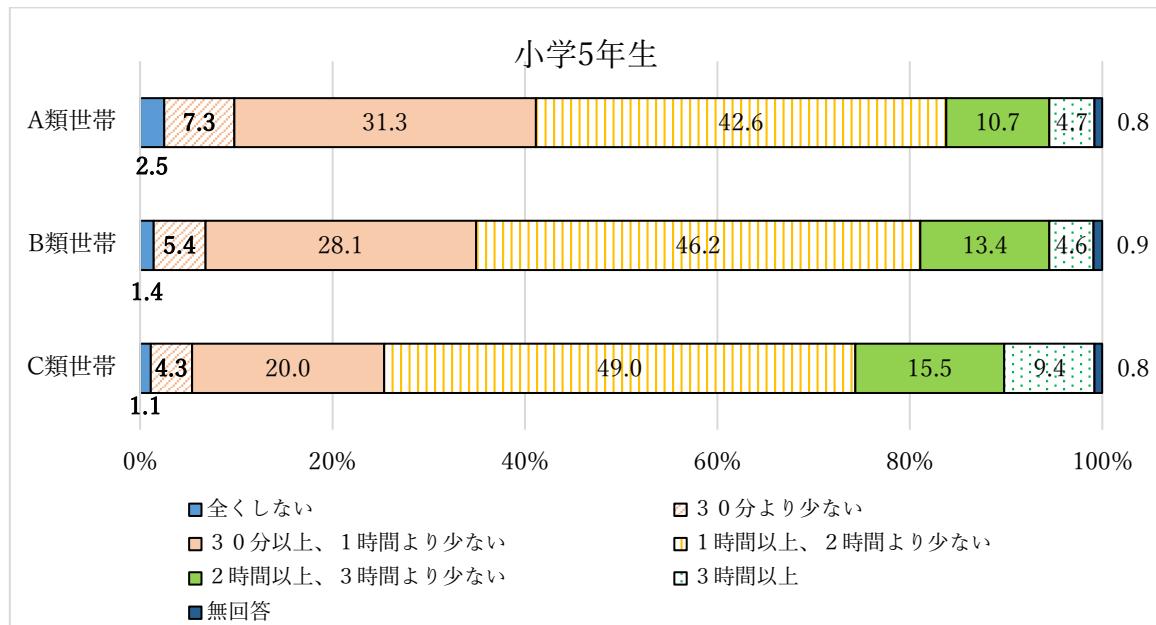
### 体を使った遊び×自己肯定感 中学2年生



※自己肯定感：考え方は諸説あるが、ここでは「自己に対する肯定的な評価」と捉える。

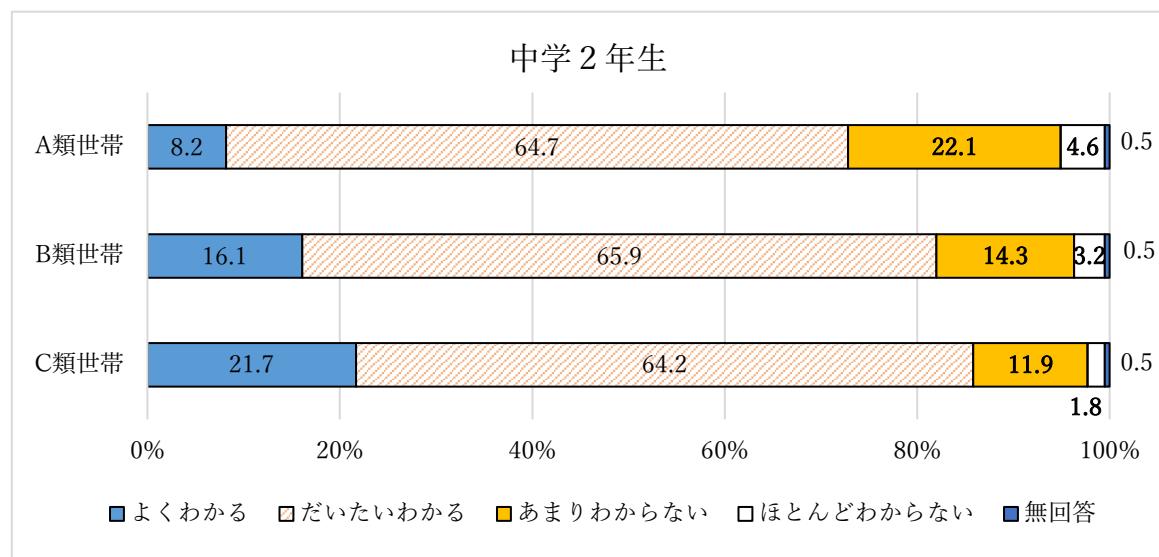
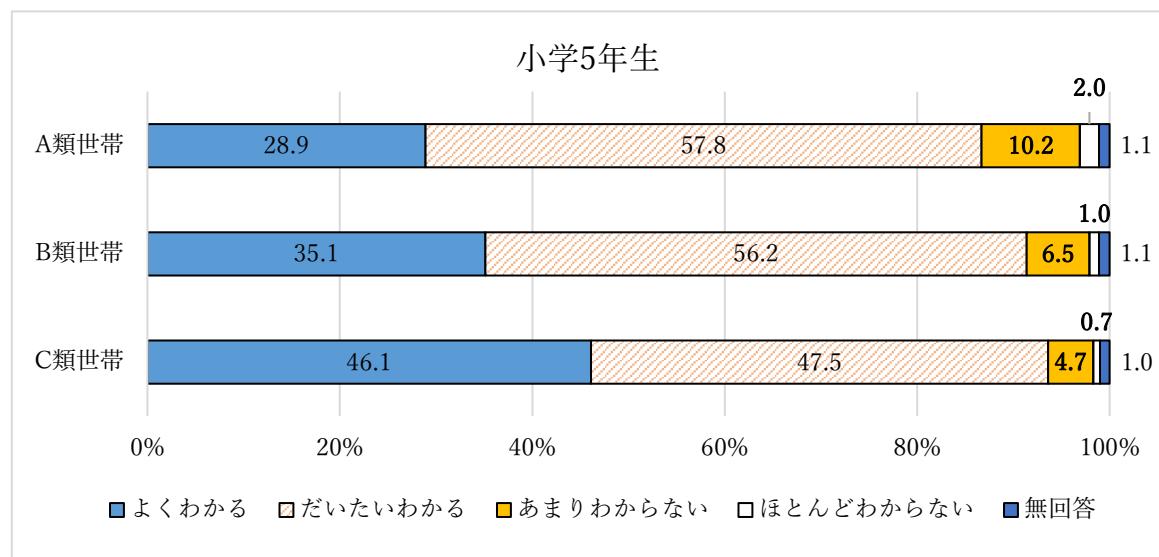
## 学校以外での学習時間　（教育に関すること）

平日に学校以外でどれくらい勉強するかを尋ねた質問（子ども問10）では、「全くしない」 + 「30分より少ない」と回答した子どもの割合がA類世帯で高くなっています。家庭の状況により子どもの学習時間に差があることがうかがえます。



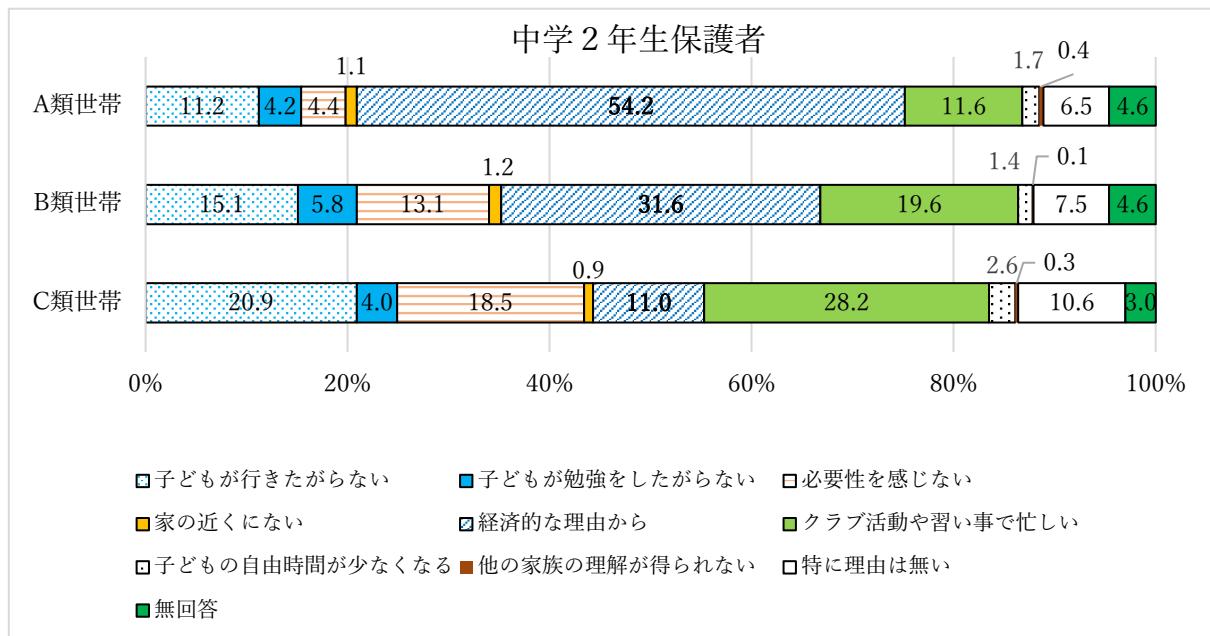
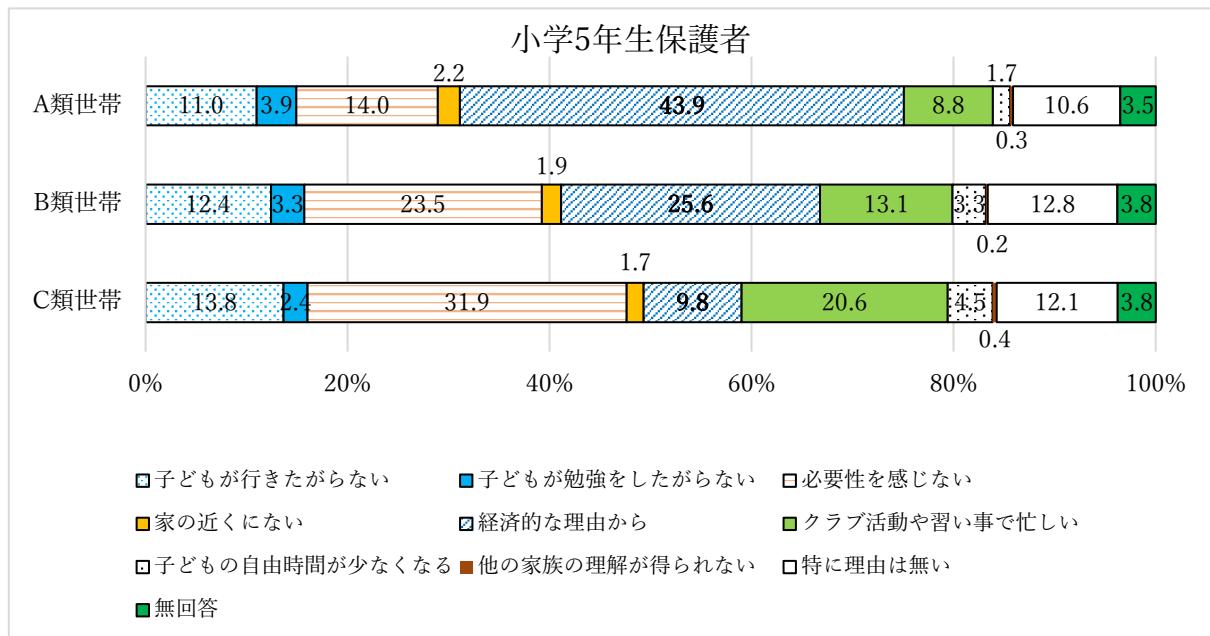
## 学校の勉強の理解度 （教育に関すること）

学校の勉強に対する子どもの理解度を尋ねた質問（子ども問11）では、「あまりわからない」＋「ほとんどわからない」と回答した子どもの割合がA類世帯で高くなっています。家庭の状況により子どもの学校の勉強の理解度に差があることがうかがえます。



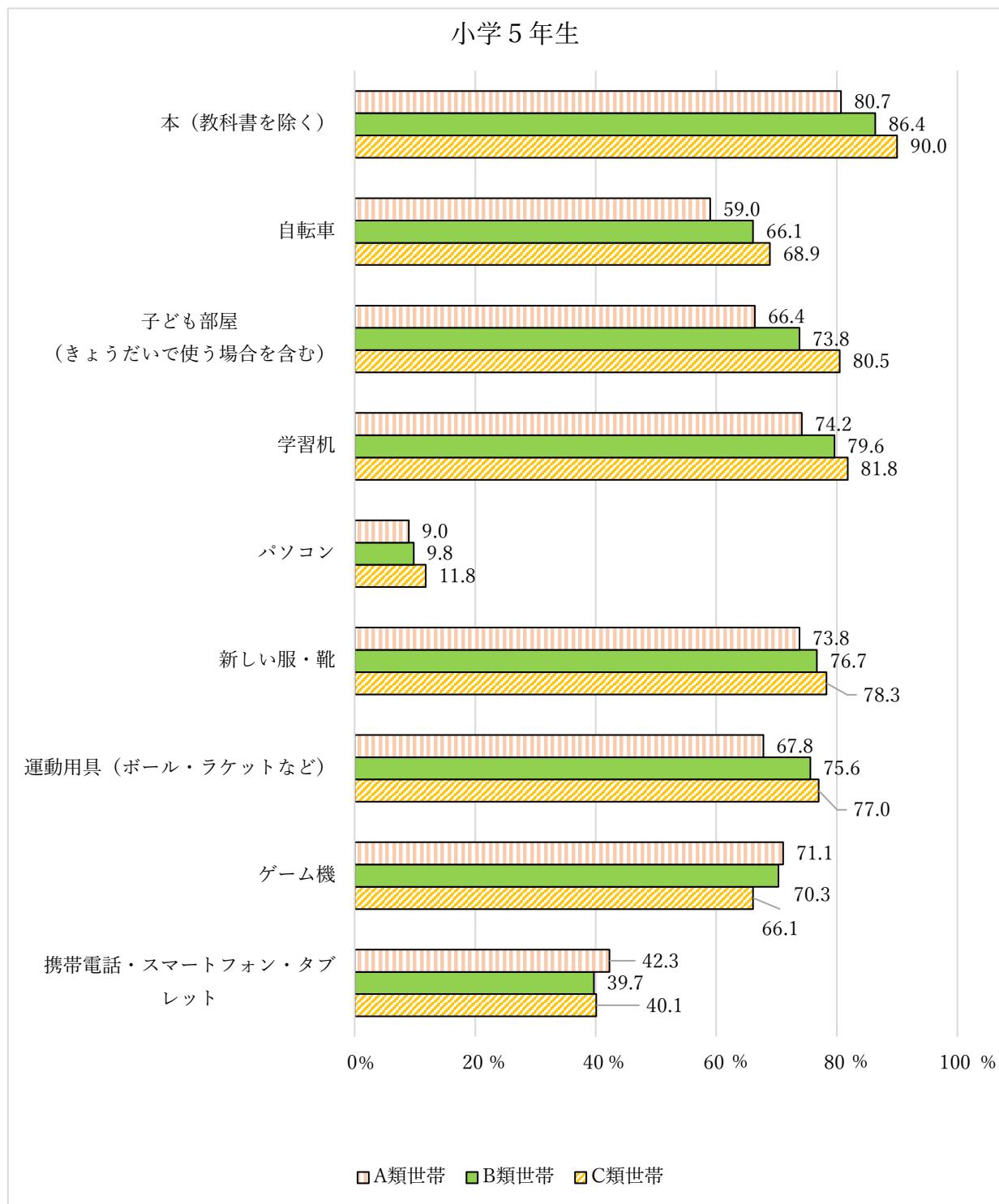
## 学習塾を利用していない理由 （教育に関すること）（経済的負担に関すること）

学習塾を利用していない理由を保護者に尋ねた質問では（保護者問11（2））、「経済的な理由から」との回答がA類世帯ほど高くなっています。家庭の経済的状況が、子どもの学習塾利用といった学校以外における教育機会の差に影響していることがうかがえます。

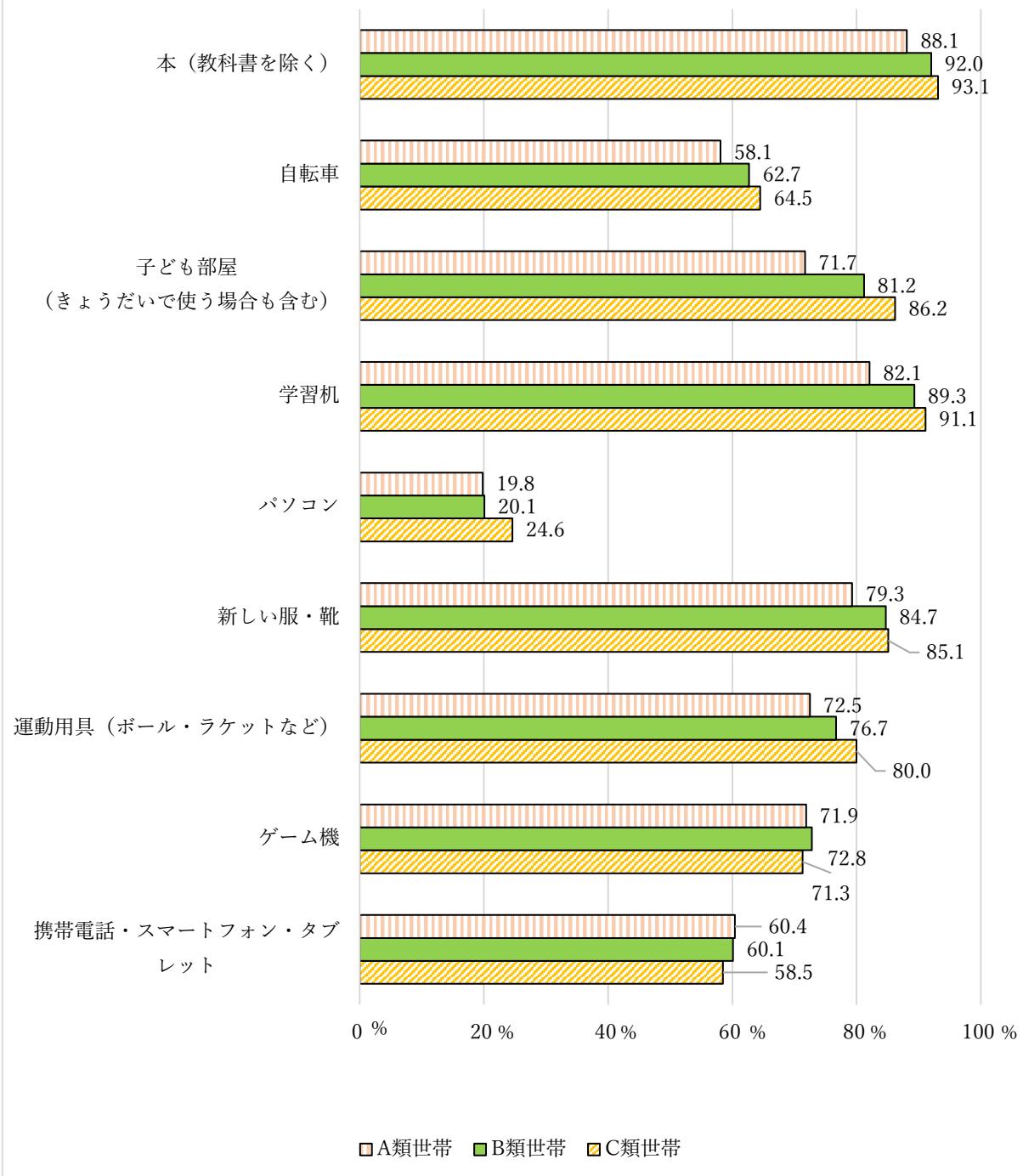


## 子どもの持ち物（教育に関すること）（経済的負担に関すること）

家庭における子どもの持ち物について尋ねた質問（子ども問14）では、多くの項目において、所得が高くなるほど持っているという結果でした。このことは、家庭の経済的状況によって、家庭における学習環境（例えば教科書以外の本・子ども部屋・学習机の有無など）において差が生じていることが分かります。

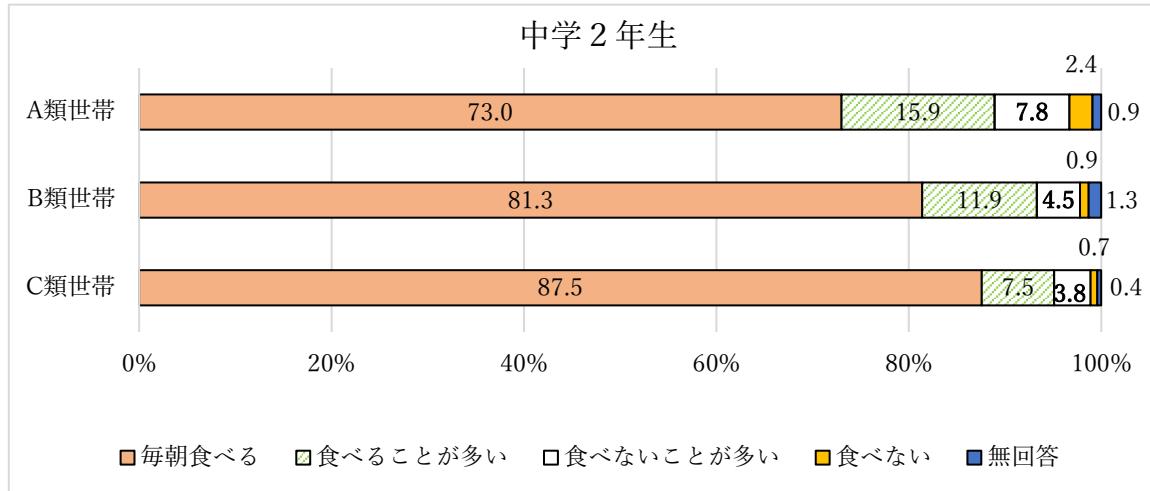
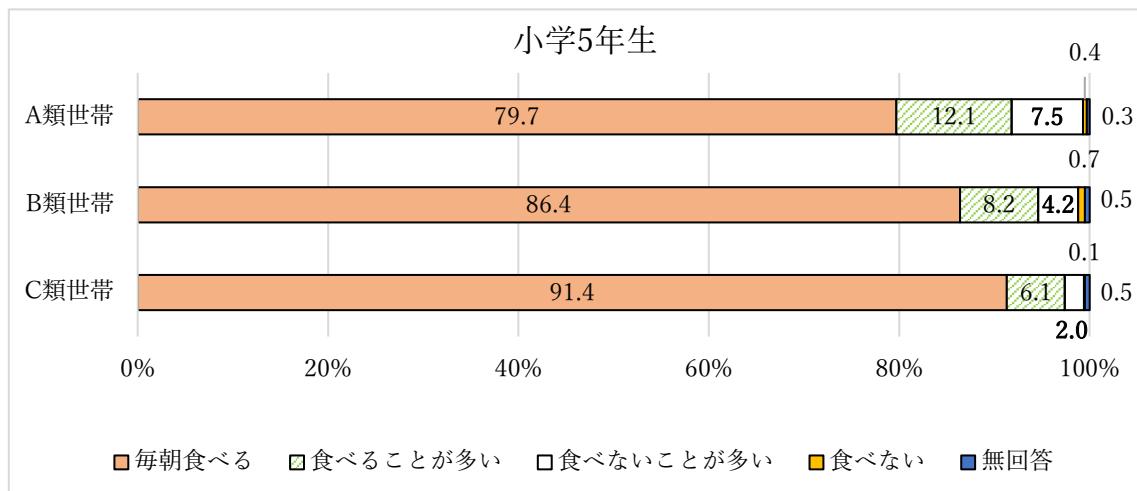


## 中学2年生



## 朝食の摂取状況 （生活に関すること）

朝食に関する質問（子ども問3（1））では、「食べないことが多い」 + 「食べない」と回答した子どもの割合がA類世帯で高くなっています。家庭の状況が子どもの生活習慣に影響を与えることがうかがえます。

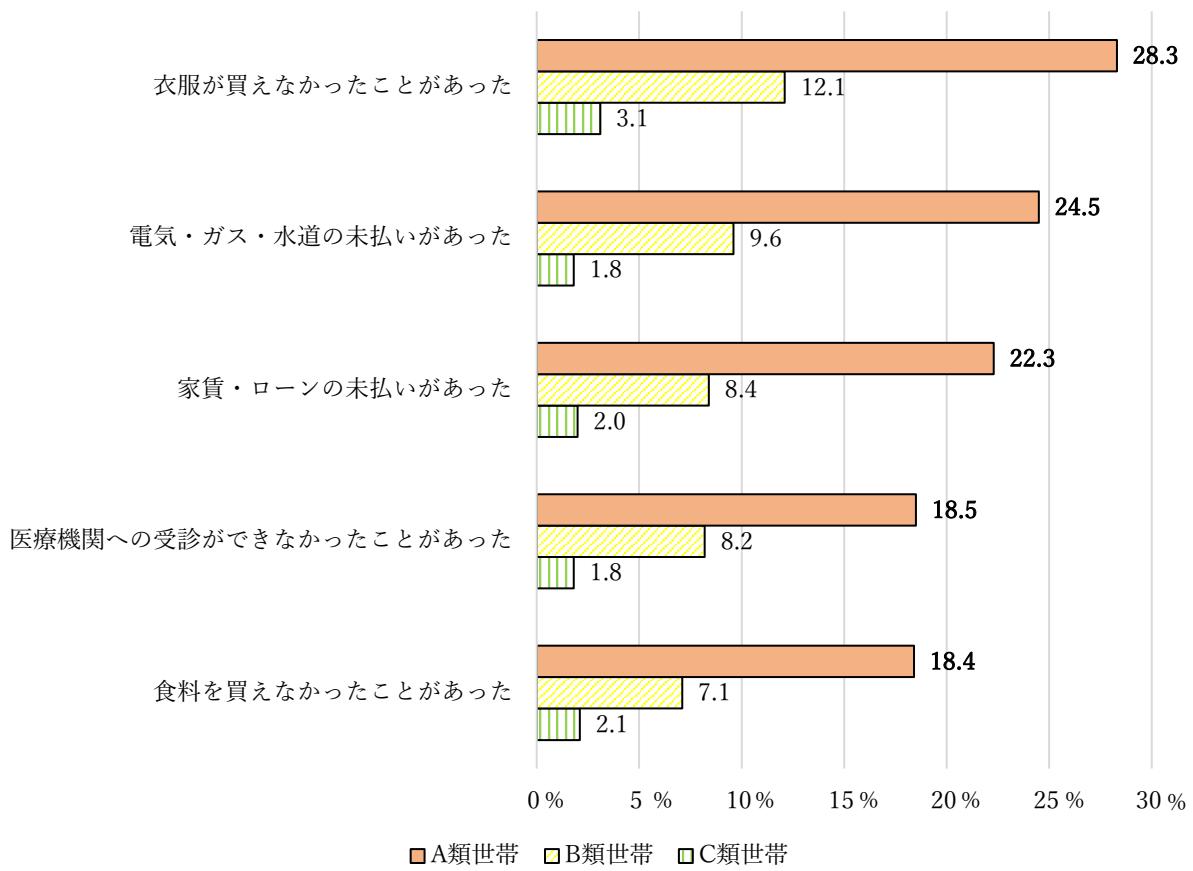


## (5) 保護者に関する項目

### 家計支出について（生活に関すること）（経済的負担に関すること）

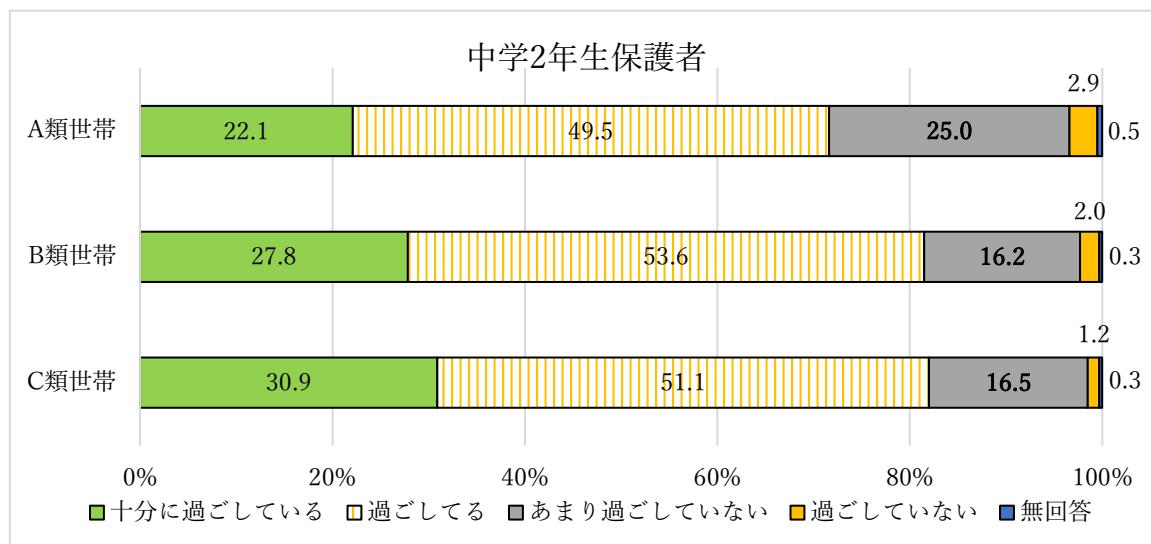
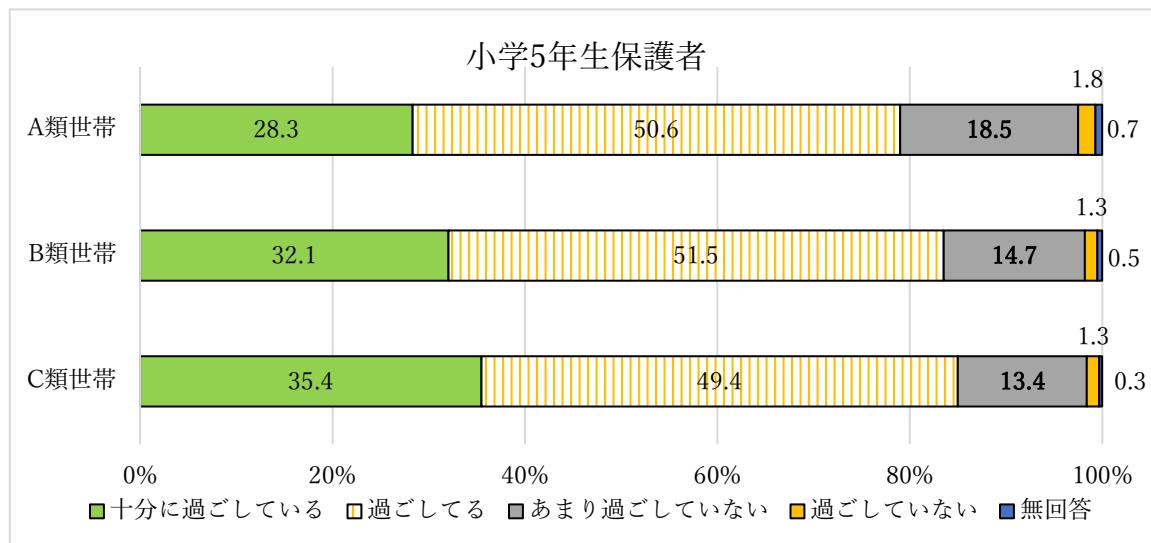
家庭における過去半年間の家計支出について尋ねた質問では（保護者問9）、A類世帯では全ての項目で家計支出が厳しい状況となっています。このことから、A類世帯の方々が、衣食住といった日々の生活の支出にも困っている状況が見て取れます。

全体（小学5年生及び中学2年生の保護者）



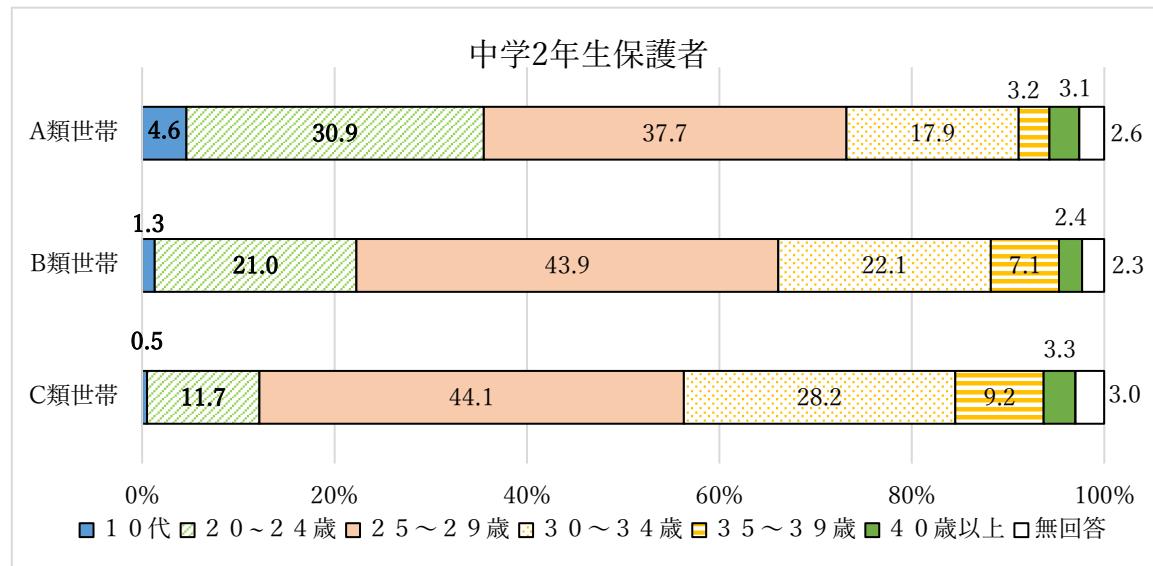
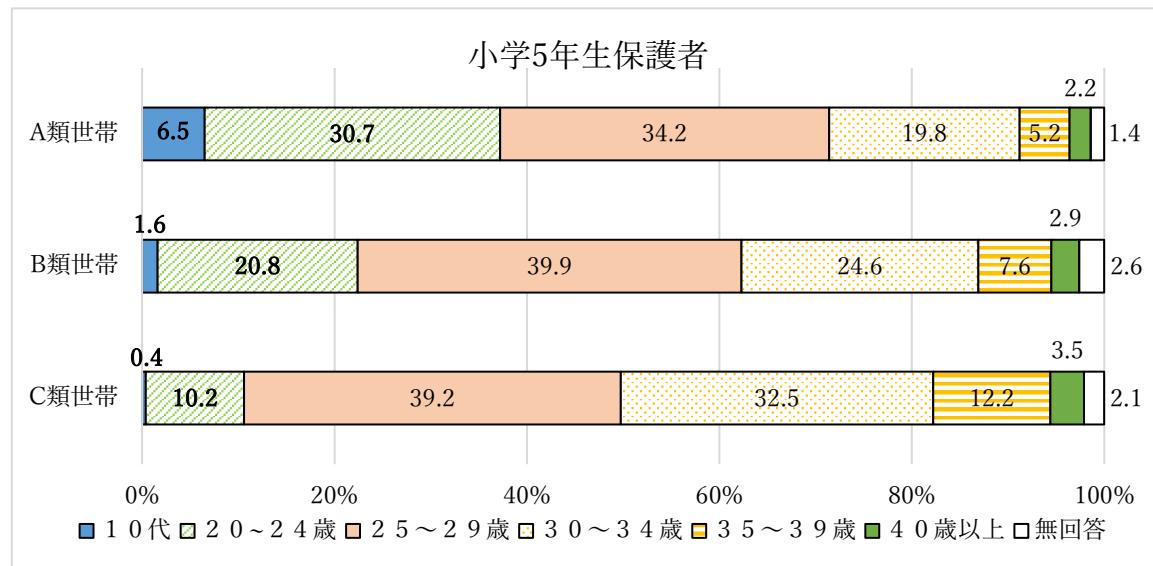
## 子どもと過ごす時間　（生活に関するここと）

保護者が子どもと時間を過ごせているか尋ねた質問（保護者問8）では、「あまり過ごしていない」+「過ごしていない」との回答がA類世帯で高くなっています。家庭の状況が親子で過ごす時間に影響を与えることがうかがえます。



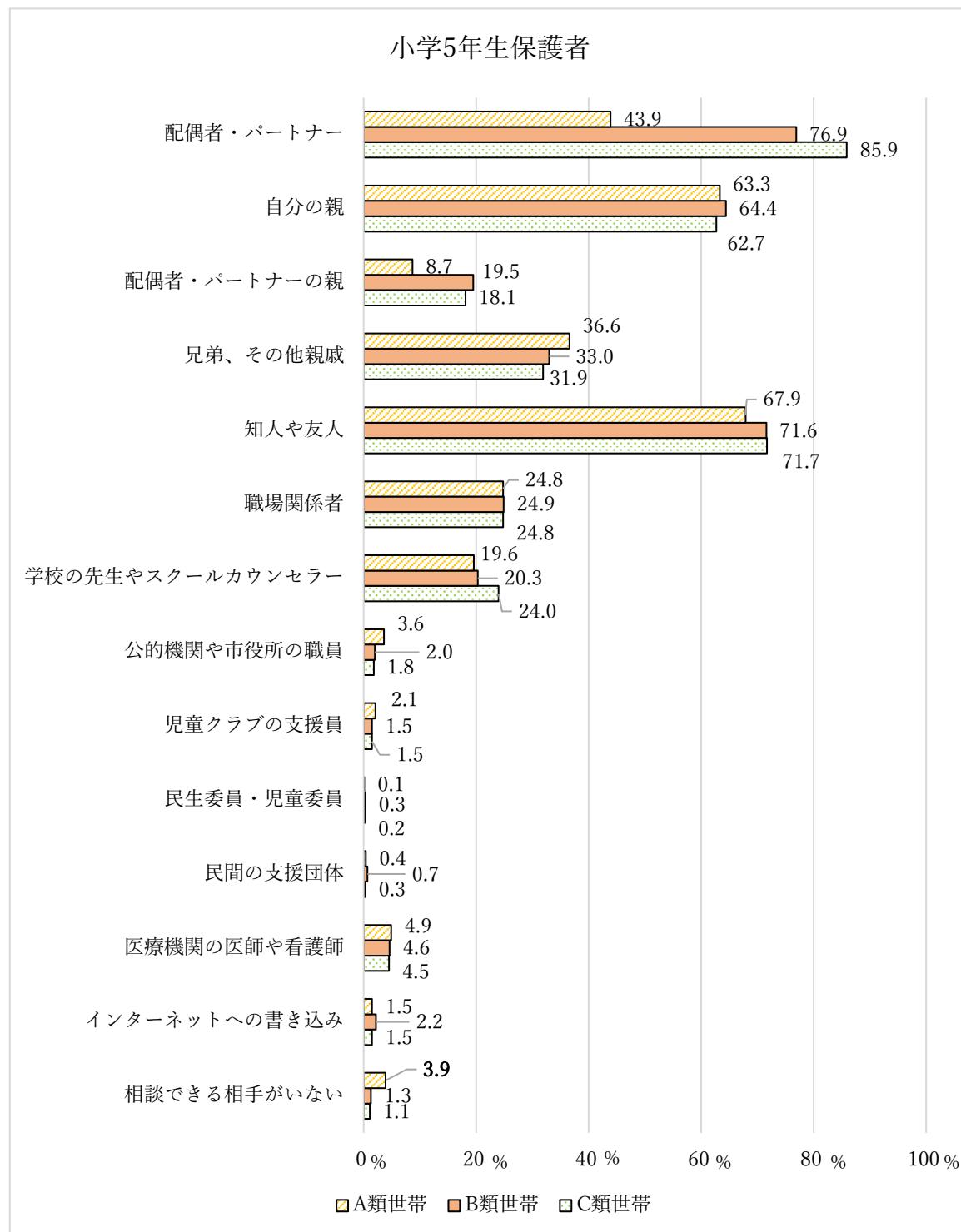
## 親になった年齢 （生活に関するここと）

保護者が親になった年齢を尋ねた質問（保護者問19）では、「10代」+「20～24歳」との回答がA類世帯で高くなっています。若くして親になった方ほど、経済的に困っている状況であることがうかがえます。

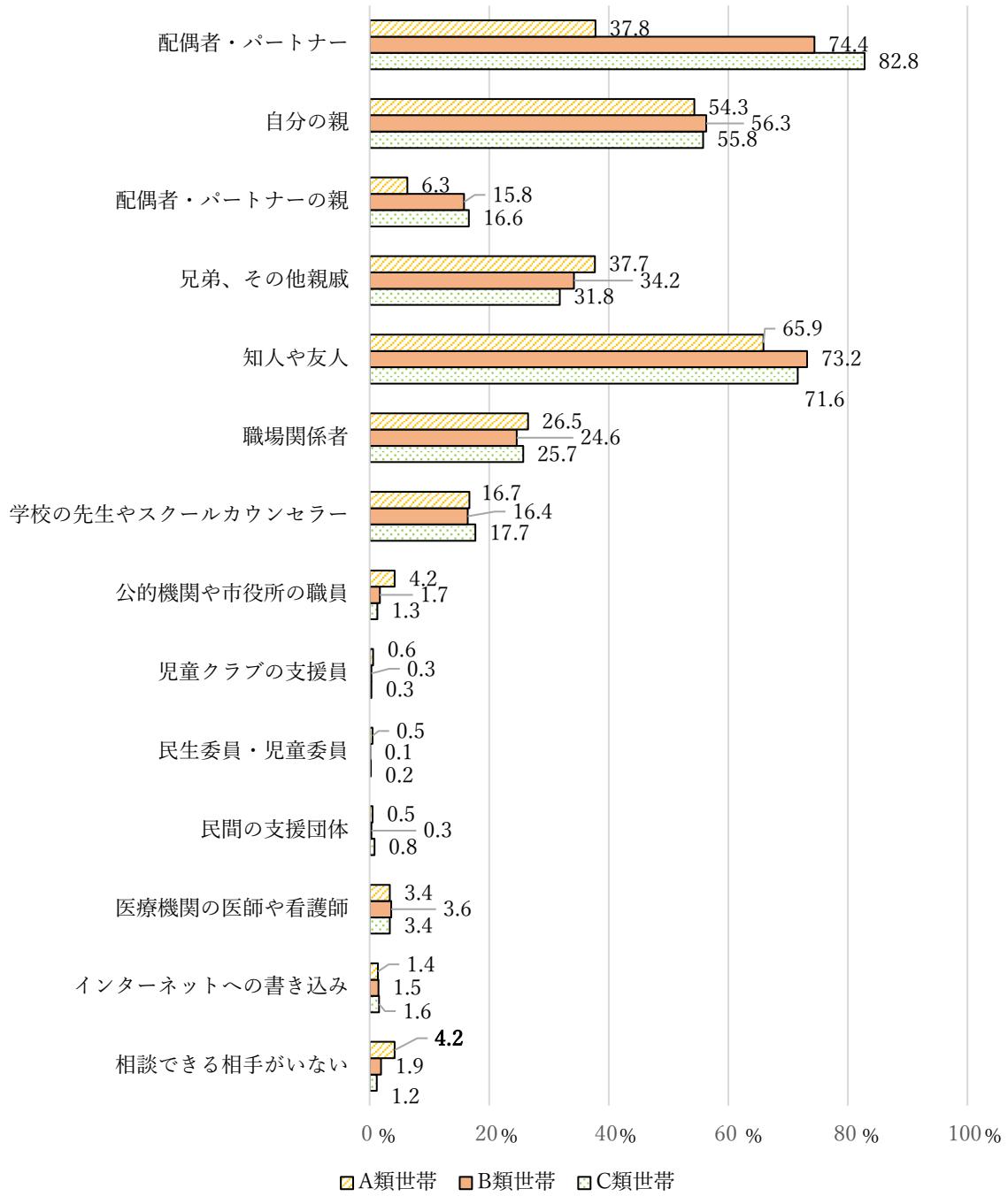


## 相談相手 （生活に関するここと）

保護者の相談先や相談相手についての質問（保護者問17）では、「相談できる相手がない」との回答がA類世帯で高くなっています。困っている家庭の中には、社会から孤立している方が一定数いることが分かります。

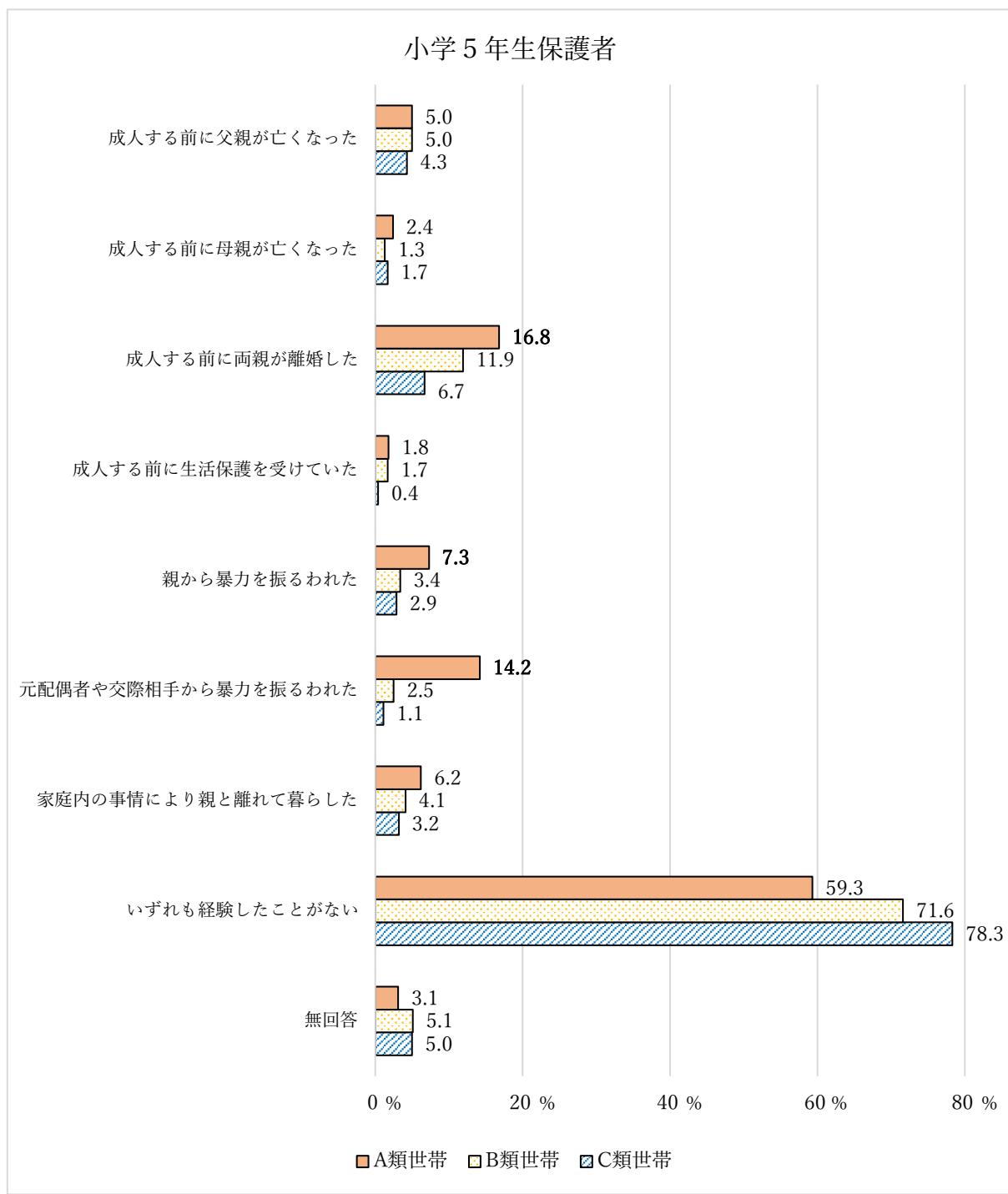


## 中学2年生保護者

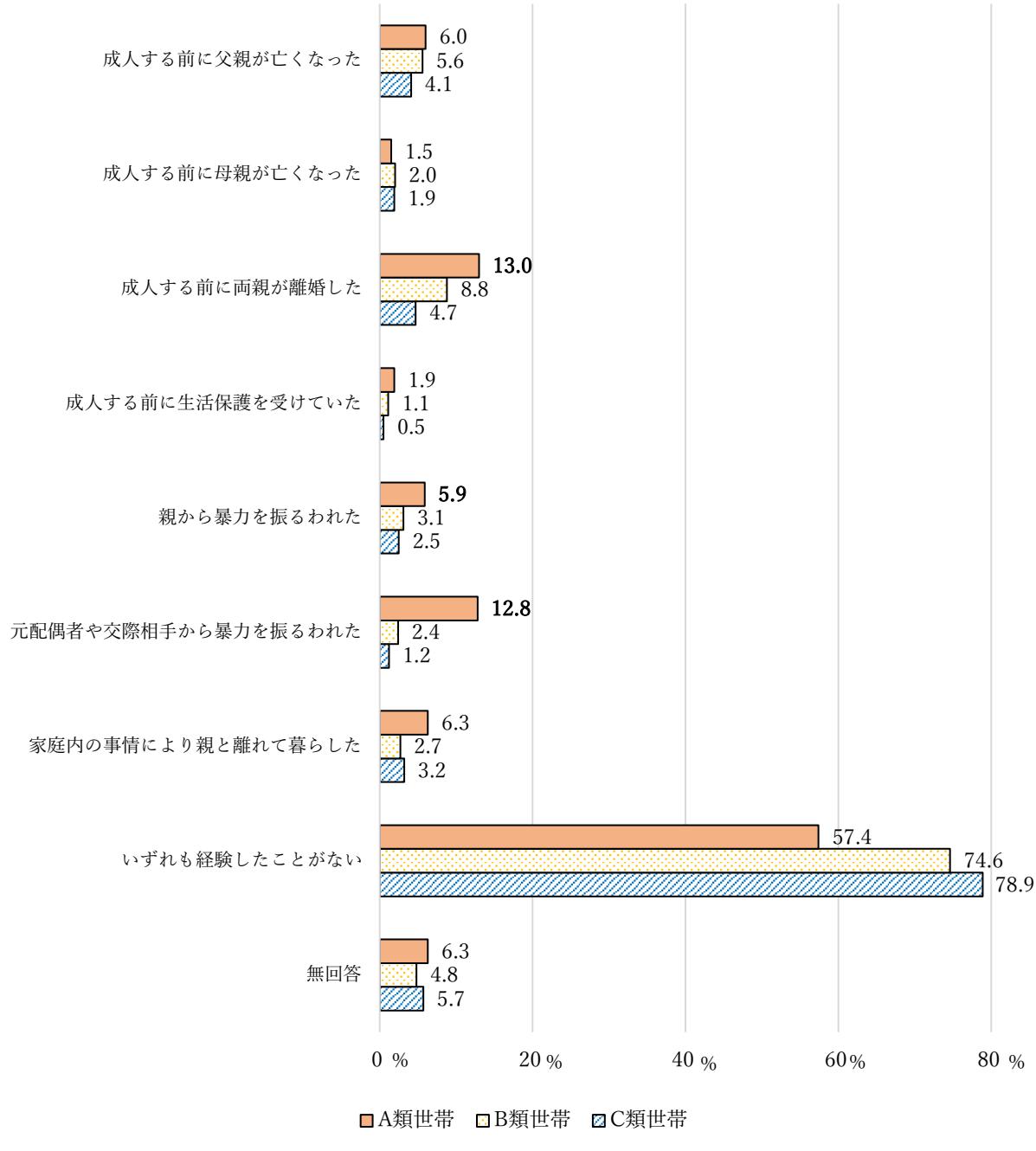


## 困難経験 （生活に関するここと）

保護者の困難経験の有無に関する質問（保護者問21）では、「成人する前に親が離婚した」「親から暴力を振るわれた」「元配偶者や交際相手から暴力を振るわれた」との回答がA類世帯で高くなっています。保護者自身も様々な背景を抱えていることがうかがえます。

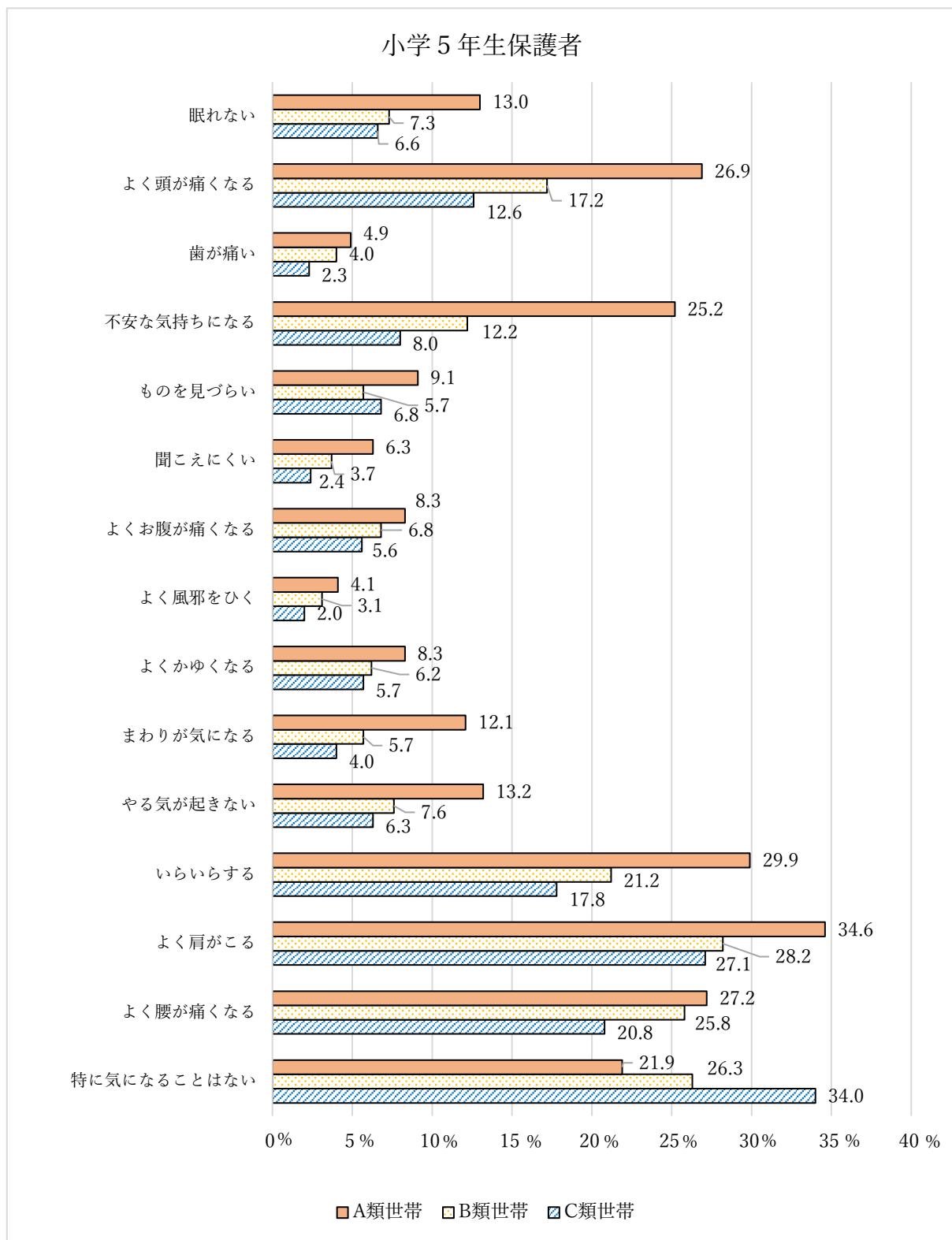


## 中学2年生保護者

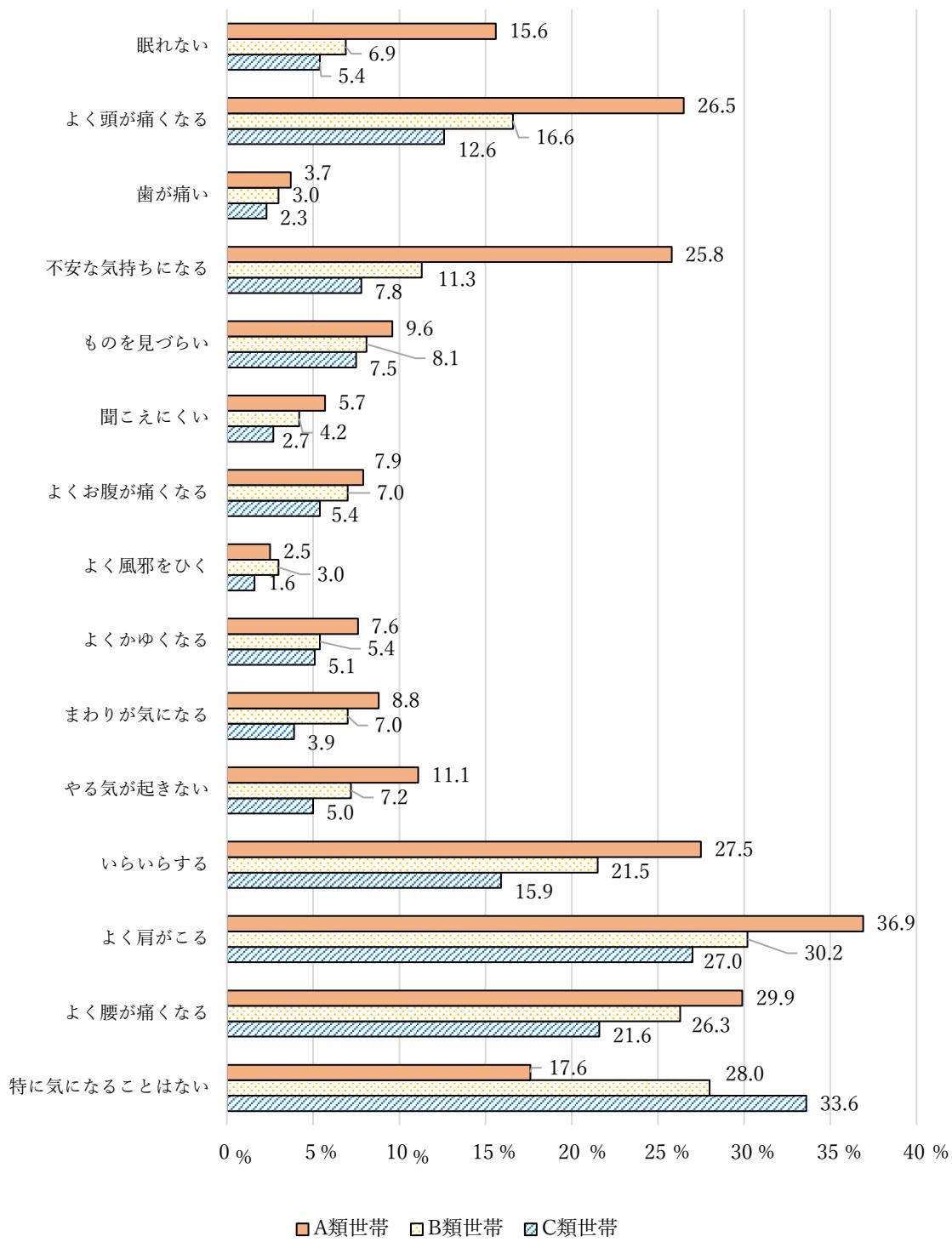


## 体や気持ちで気になること（生活に関するここと）

保護者の体調面に関する質問（保護者問22）では「よく頭が痛くなる」「不安な気持ちになる」「いらいらする」「よく肩がこる」との回答がA類世帯で高くなっています。家庭の状況が保護者の健康面に影響を与えていることがうかがえます。

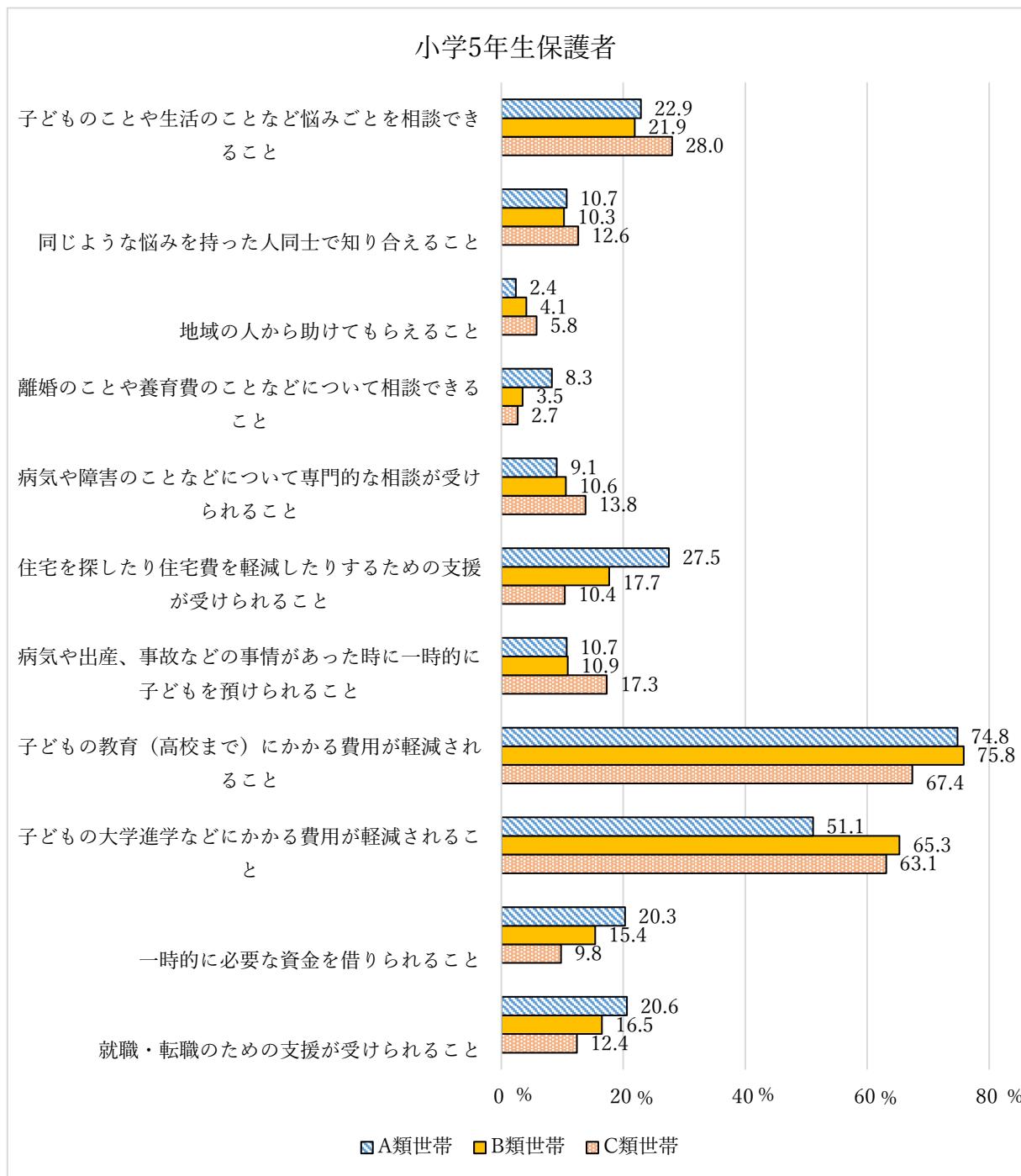


### 中学2年生保護者

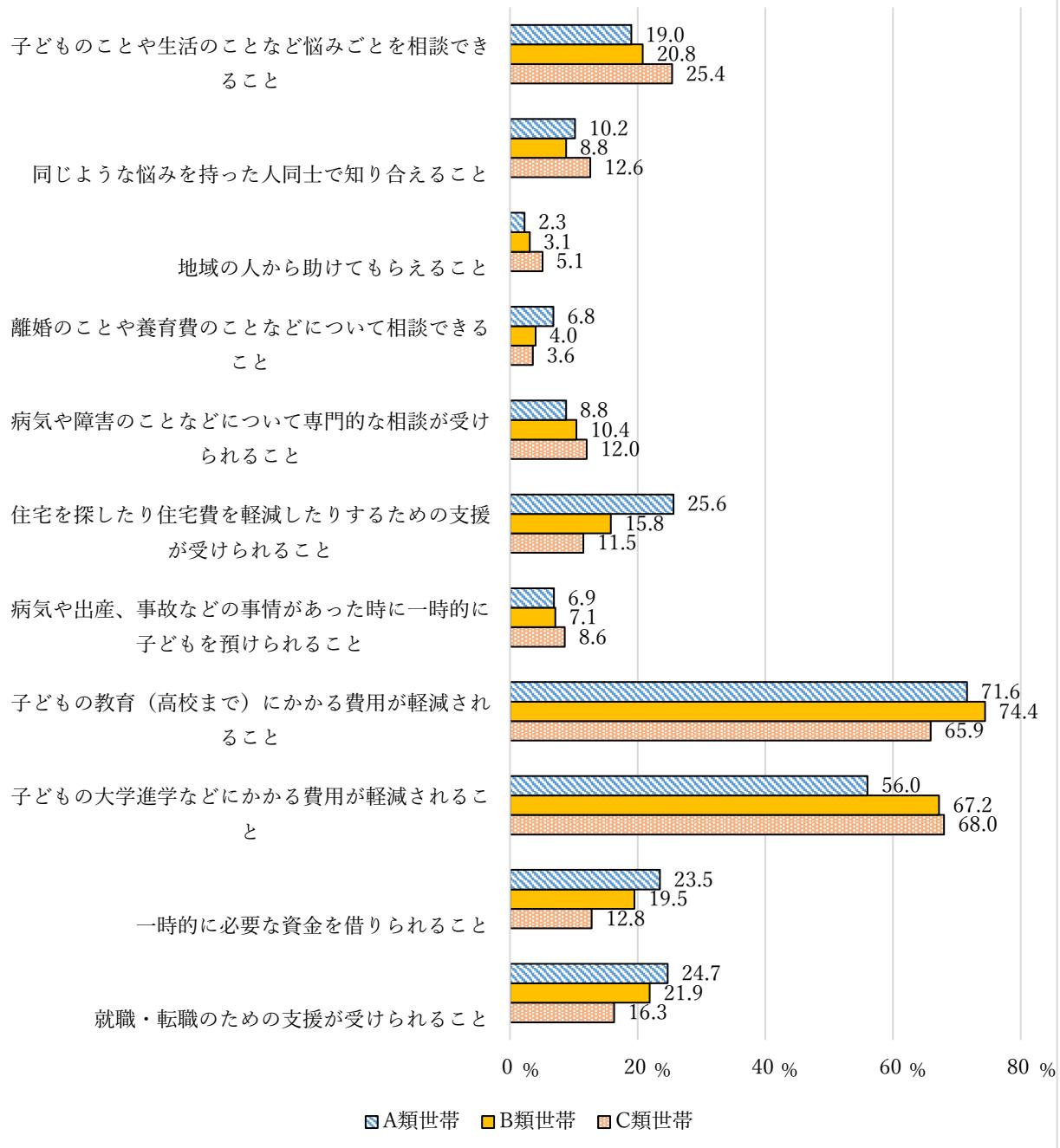


## 市の取組について必要としていること、重要だと思う支援（生活に関すること）

保護者が市の取組として必要としていること等を尋ねた質問（保護者問24）では、「子どもの教育（高校まで）にかかる費用が軽減されること」「子どもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」が全ての世帯で高くなっていますが、A類世帯においては「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」や「一時的に必要な資金を借りられること」「就職・転職のための支援が受けられること」の項目が高くなっています。家庭の状況により、市に求める取組内容に違いがあることが分かります。



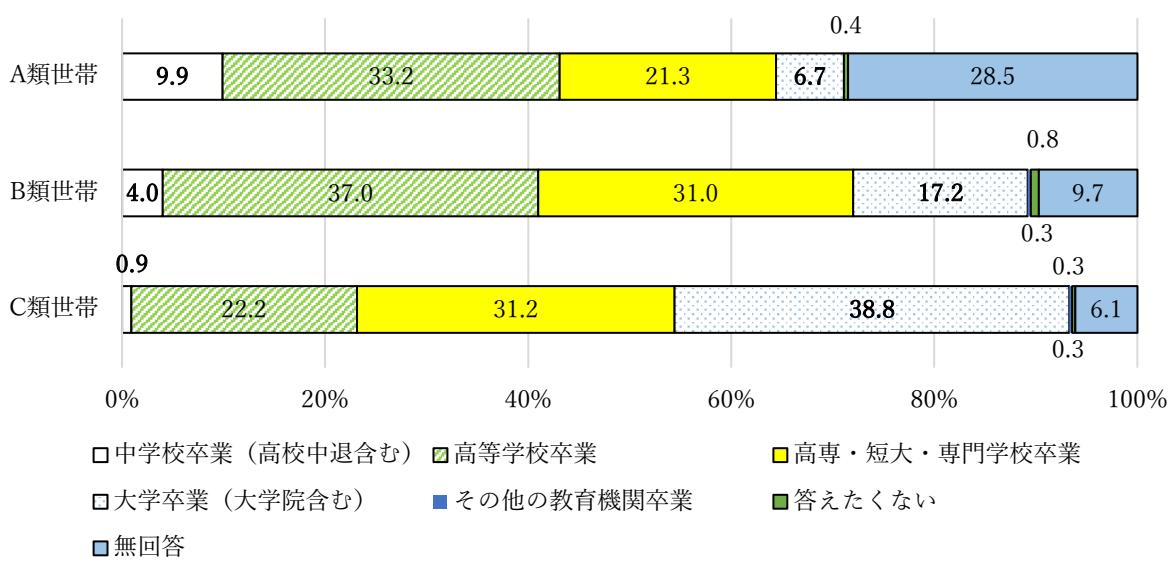
## 中学2年生保護者



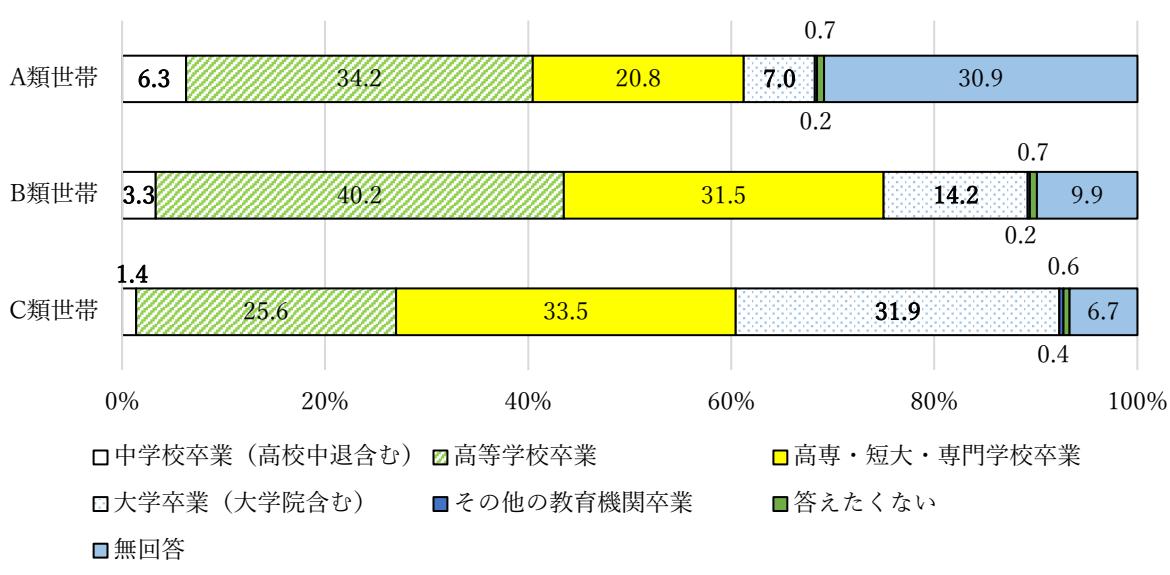
## 保護者の最終学歴（保護者の就労に関するここと）

保護者の最終学歴について尋ねた質問（保護者問4）では、A類世帯ほど「中学校卒業（高校中退含む）」と回答した割合が高く、一方C類世帯では「大学卒業（大学院含む）」と回答した割合が高くなっています。学歴によって経済的状況に差が出ています。

小学5年生保護者（母親+父親）



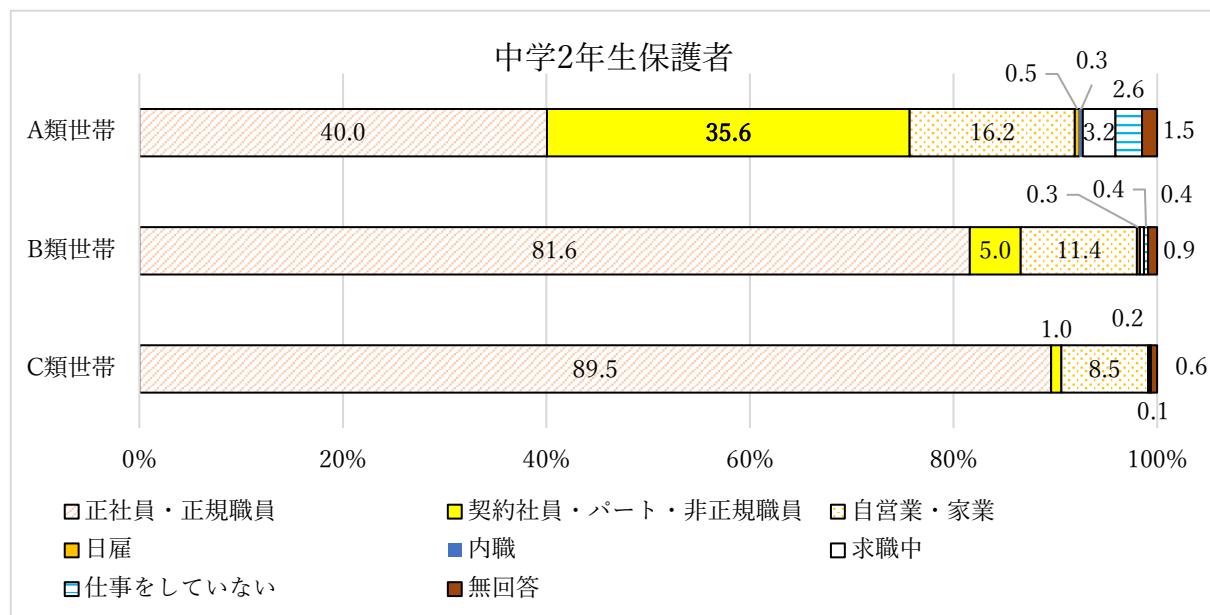
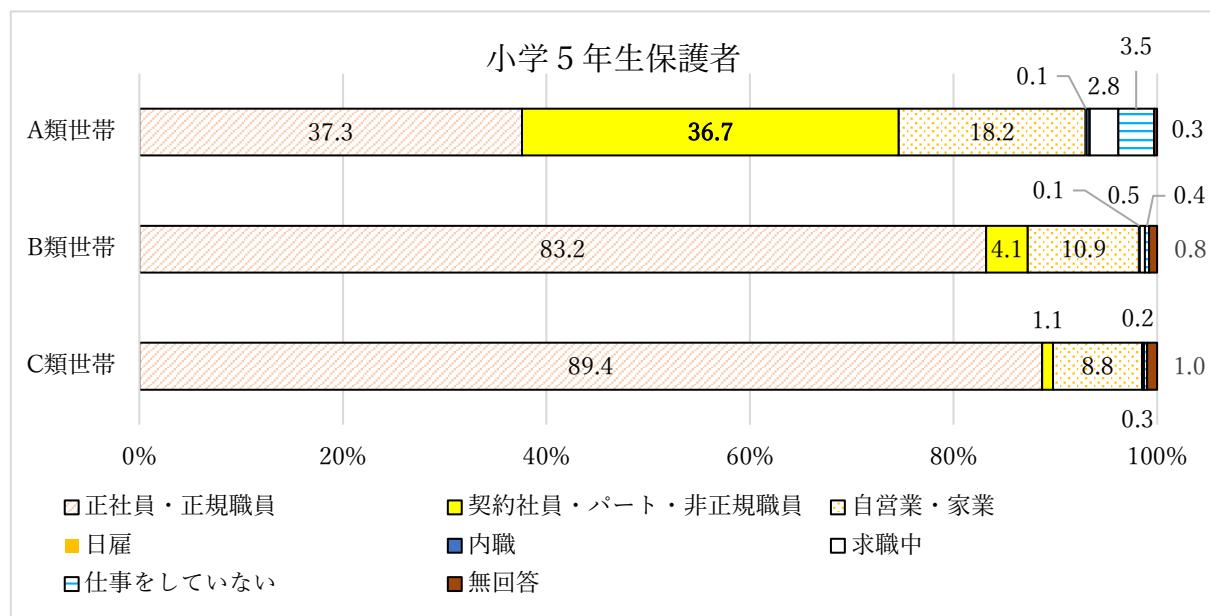
中学2年生保護者（母親+父親）

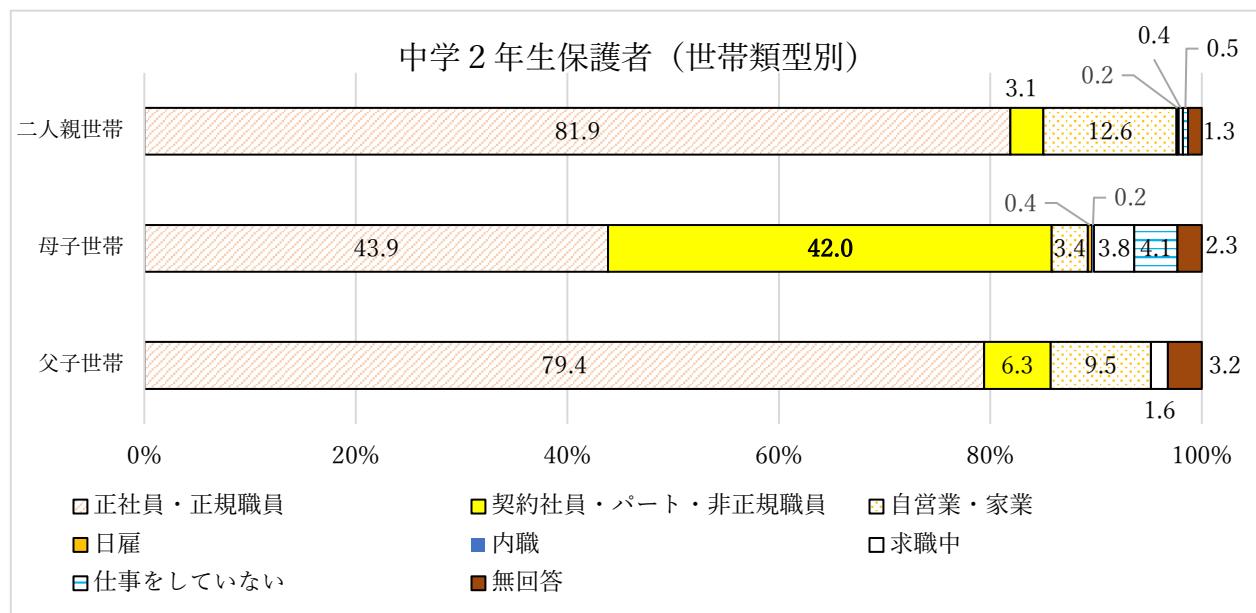
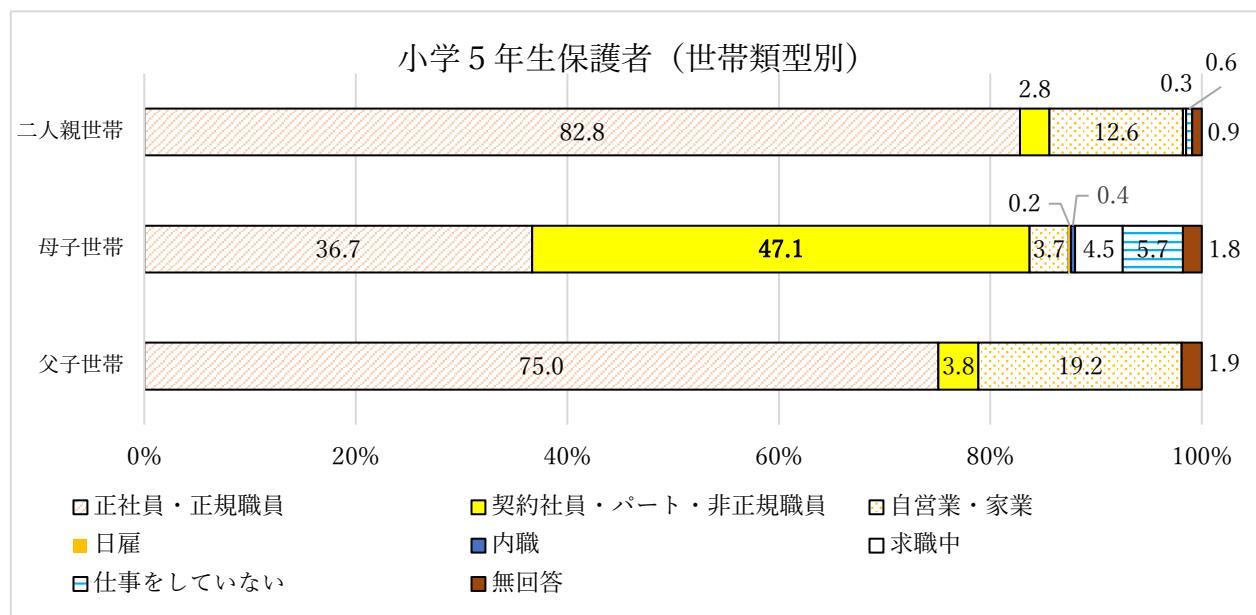


## 就業状況 （保護者の就労に関すること）

保護者の現在の就業状況について尋ねた質問（保護者問6）では、「契約社員・パート・非正規職員」と答えた割合がA類世帯で高くなっています。また、世帯別に見た場合、母子世帯で「契約社員・パート・非正規職員」と答えた割合が高くなっています。

このことは、働いていないから貧困なのではなく、働いていても、雇用環境等により貧困であるということが分かります。



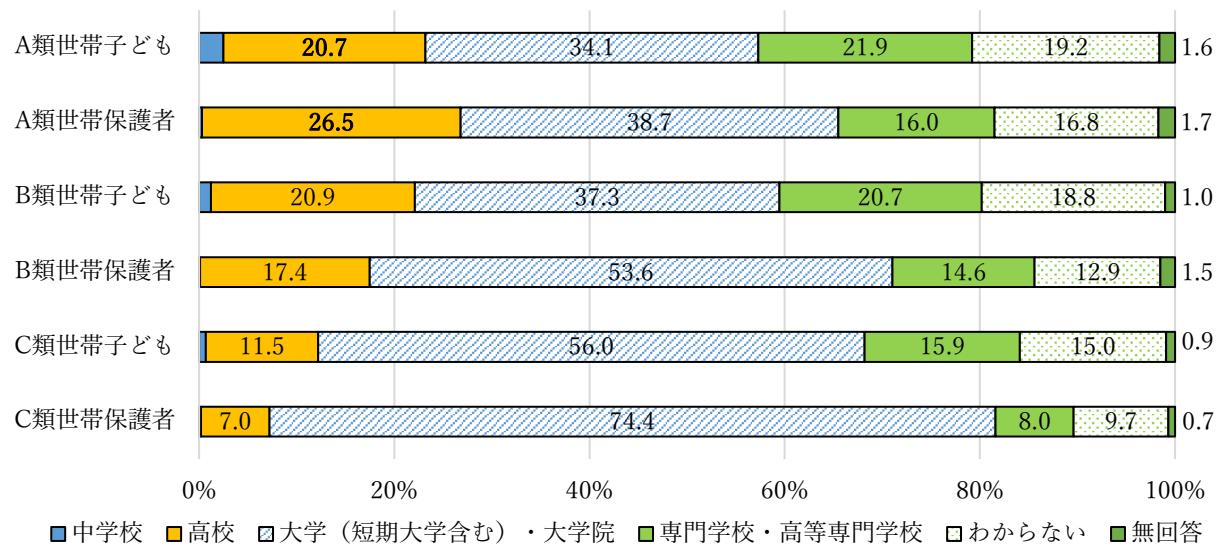


## (6) その他（子どもの進学について）

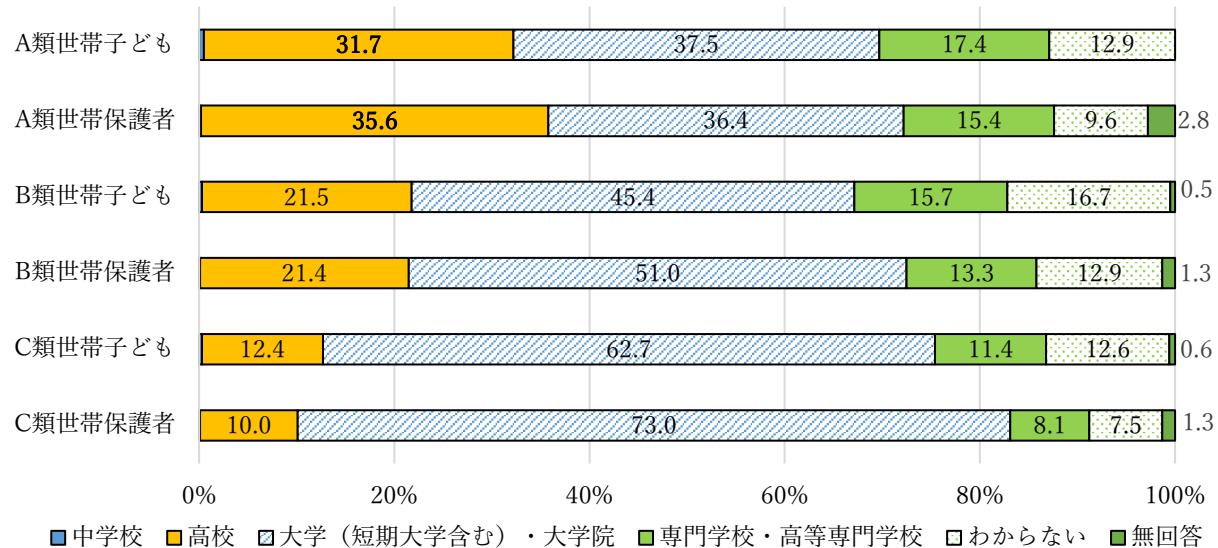
### 子ども自身が希望する進学先と保護者が望んでいる子どもの進学先（教育に関するここと）

子ども自身が希望する進学先（子ども問12）と保護者が望んでいる子どもの進学先（保護者問12（1））について尋ねた項目では、「高校」と答えた割合が、小学5年生・中学2年生ともに、A類世帯では子どもよりも保護者で高くなっています。このことは、A類世帯で大学等への進学を希望する子どもの中には、家庭の事情により希望する進学を果たすことができない状況があるということを示唆しています。

小学5年生（子ども・保護者）

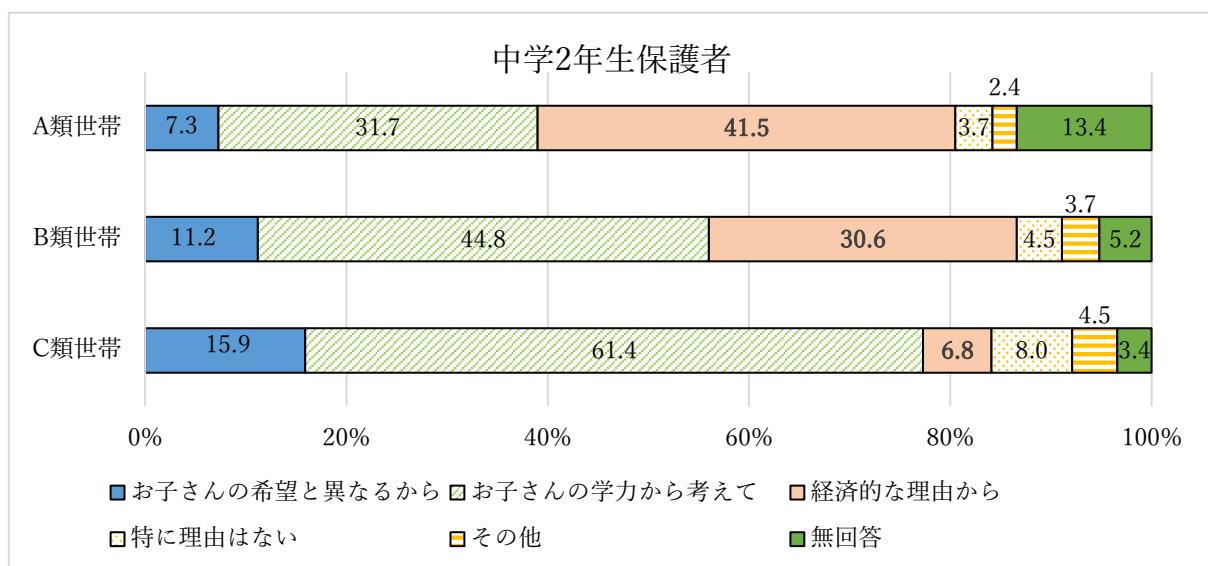
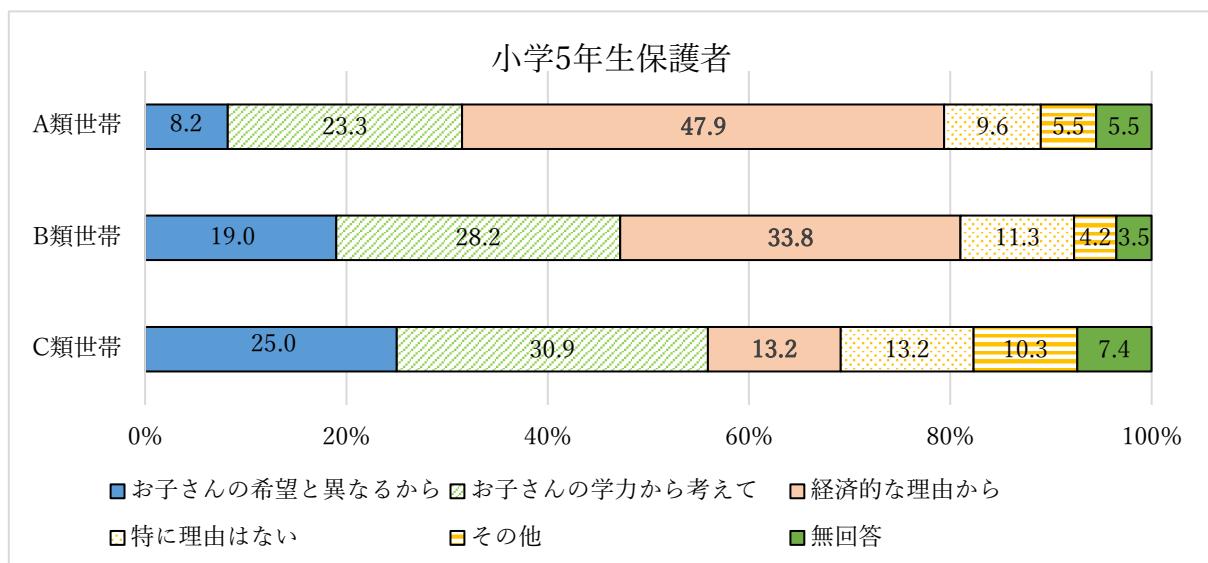


中学2年生（子ども・保護者）



## 子ども自身が希望する進学先に進めないと思う理由 (教育に関すること)

保護者に子どもが希望する進学先に進めないと思う理由を尋ねた質問（保護者問12（3））では、A類世帯の保護者ほど「経済的な理由から」と答えた割合が高くなっています。家庭の事情により希望する進学を果たすことができない状況があるということを示唆しています。



## 4 調査結果からみる本市の課題

平成29年度に実施した子どもの生活に関するアンケート調査では、回答者の14.6%がA類世帯と区分されました。厚生労働省平成28年国民生活基礎調査で示された子どもの貧困率とは世帯所得の把握方法などに違いがあるため、本市調査との単純比較はできませんが、国の13.9%よりも高い結果であることが分かりました。また平成29年度に鹿児島県が実施した「かごしま子ども調査」におけるA類世帯の割合は12.9%であり、本市は国や県と比較しても、経済的困難を抱えた子どもや家庭が多いという結果となりました。

また、本調査結果からは経済的な問題のみならず、子ども及び保護者双方に多様な課題があることが分かり、本市の子どもの貧困対策については、国の子供の貧困対策に関する大綱にも規定する「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を中心に、総合的かつ効果的に施策を推進することが求められています。

### ①教育に関するこ

A類世帯の子どもは、B類世帯・C類世帯の子どもに比べて学校以外での学習時間が短いと答えた割合が高く、学校の勉強が分からないと答えた割合も高いという結果になりました。また、学習塾の利用についても、A類世帯ほど経済的な理由から利用できていないと答えた割合が高く、さらには家庭での体験や活動をしていないと答えた割合や、家庭での子どもの持ち物の所有状況についても差があるという結果でした。

また、A類世帯では、経済的理由から希望する進学が果たせないと考えている保護者の割合が高いという結果にもなっています。

これらのことから、家庭の経済的状況が、子どもの学習面や進学などの教育に関して影響していることがうかがえ、将来の貧困を予防する観点からも、教育の機会均等を保障する必要があります。

### ②生活に関するこ

A類世帯の子どもでは朝食を食べない子どもが多いという結果でした。

また、A類世帯の保護者では子どもと一緒に時間を過ごせていないと感じている、あるいは困りごとや悩み事があった時に相談相手がないと答えている割合が高く、若くして親になった人の割合や困難体験を経験している割合も高いという結果になりました。

これらのことから、家庭の経済的状況が、子どもの生活習慣や発達などに影響していること、あるいは保護者自身への支援が必要な場合があり、また社会的に孤立している方がいることもうかがえるため、関連施策を一体的に捉えて、対策を推進する必要があります。

### ③保護者の就労に関するここと

A類世帯の保護者または母子世帯では、非正規雇用で働いている方が多いという結果でした。また市の取組に対するニーズでも、就職・転職のための支援を求めている割合がB類世帯・C類世帯に比べて高いという結果でした。

保護者の就労支援は、家庭の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援もあわせて講じていく必要があります。

### ④経済的負担に関するここと

子どもの教育に関するここととも重なりますが、A類世帯では、子どもの学習や進学に関して家庭の経済的状況により差があることが分かりました。また、日常生活においても、支払いができないかった経験を有する割合がB類世帯・C類世帯に比べて高いという結果でした。

これらのことから、子どもの健やかな成長に影響を与える家庭環境を安定させるには、金銭的な給付だけでなく、親の働き方など関連する施策を組み合わせてその効果を高めていく必要があります。

## 5 計画の基本的考え方

日本の将来を担う子どもたちは地域の一番の宝です。また、貧困の連鎖を食い止めるためには、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来の生活にわたり、夢や希望を持てる社会の構築を目指していく必要があります。

貧困状況にある家庭では、様々な要因により子どもの希望や意欲がそがれやすく、そのような中、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

また、本市ではこれまで子どもたちの健やかな成長と子どもを産み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的に、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てをするなら鹿児島市」の実現を目指してきており、令和2年度からは「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」がスタートしています。

一方で、子どもの貧困問題の背景には、家庭の状況や生活環境、所得、雇用問題等の様々な要因が複雑に絡み合っており、困りごとを抱えた家庭の子どもたちとそうでない家庭の子どもたちの間では、成長の各段階において、学習や体験活動などの機会に格差が生じる場合があります。そこで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策でもある「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」を鹿児島市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の重点施策としても位置づけ、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」における各施策との連携・充実を図りながら、鹿児島市全体で総合的かつ横断的に子どもの貧困対策を推進し、子どもの明るい未来に向けて取り組んでまいります。

また、本プランの推進にあたっては、SDGsの理念を踏まえ、（全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる）多様な主体が、子どもの貧困問題など様々な課題を共有し、地域社会全体で解決できるよう取り組んでまいります。

なお、子どもの貧困問題が社会問題であることの周知に努めるほか、事業実施にあたっては、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長してしまうことがないよう、その実施については十分に留意します。

## 6 施策の概要

国の子供の貧困対策に関する大綱では4つの重点施策が掲げられています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

### (1) 学びの支援

国の大綱では「教育の支援」となっていますが、「教育」という言葉には教える立場からの視点があり、ここで考える支援の内容には子どもの主体的な学びも含めて支援していく必要があると考えていることから、「学び」の支援としています。

#### ◆現状◆

- ・家庭の経済状況により、子どもの学習時間や学習の理解度、また学校以外での学習環境などに差が出ています。
- ・子どもの体験活動が家庭の経済状況に左右されており、そのことが子どもの自己肯定感にも影響を与えています。

#### ◆施策の方向◆

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の鹿児島市の成長・発展にもつながります。

そこで、年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育を提供することにより、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう幼児教育・保育の無償化の推進を図るとともに、質の向上に努めます。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー等が関係機関等と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、必要な支援につながる体制強化に努めます。

◆主な取組◆

子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもの学びの機会を保障するため経済的な支援を行うほか、子どもたちが様々な体験ができるよう多様な体験活動の場を提供します。

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
安全な保育環境充実事業	保育所、認定こども園及び認可外保育施設等において、児童が安全に保育を受ける環境を整備する。
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動などの背景にある家庭や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけを行う。
教育相談の充実事業	様々な教育上の悩みをもつ児童生徒、保護者等に対して、教育相談室相談員、スクールカウンセラー等により、教育相談を実施する。
外国人等児童生徒の教育推進事業	鹿児島市立の小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等に、日本語の習得や生活への適応ができるよう指導・支援を行う。
フレンドシップ（適応指導教室）支援事業	市内5か所に設置しているフレンドシップ（適応指導教室）に、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。
子ども学習サポート事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていない子どもへの学習支援を行う。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（修学資金、就学支度資金）	母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉の増進を図る。
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
通級指導教室保護者交通費助成事業	通級指導教室に通学する児童生徒に付き添う保護者に対し交通費の助成を行う。

奨学資金貸付制度	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
青少年の翼事業	次世代を担う青少年を海外に派遣し、外国の歴史・文化に触れ、外国での生活体験を通じて国際的視野を深め、外国との親善を深めるとともに、本市の国際化の促進に寄与する人材を育成する。
子どもの未来応援事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの生活に関するアンケート調査の実施や子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定など、子どもの貧困対策を推進する。

## (2) 生活の安定に資するための支援

### ◆現状◆

- ・貧困の状況にある子どもや家庭については、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、DV や児童虐待など一層困難な状況に置かれてしまう場合があります。
- ・家庭の状況によって、子どもの健やかな成長に必要な生活習慣が身についていない場合があります。

### ◆施策の方向◆

全ての子どもが生まれ育った環境に関係なく、心身を健やかに成長させるためには、親・子ともに社会的に孤立せず、安心して毎日を過ごすことのできる環境が整っていることが重要です。

子どもや家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつなぐ取組を推進します。

また、生活に困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備など、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援を推進します。

### ◆主な取組◆

妊娠期からの切れ目のない相談支援の実施や、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の整備、また家庭の状況に応じた地域での子育て支援サービスの推進を図ります。

事業名	事業概要
妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させるため、子育て世代包括支援センター5カ所に母子保健支援員を配置し、相談支援等を行うとともに、母子保健サポート活動による地域との連携や、産後に育児不安などを持つ産婦に対して産後ケア事業等を実施し、保健指導を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
産婦健康診査事業	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るために、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。
産婦支援小児科連携事業	産後2か月頃の親子相談時に、小児科等医療機関にて母親の状況を確認し、必要に応じた支援につなぐ。

乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
育児支援家庭訪問事業	子育てに対し、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡単な家事等の援助を行う。
保育所等の整備	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
放課後児童健全育成事業	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
地域食育推進事業	①食育教室：食育に関する各分野の専門家による講演会 ②料理講習：子育て中の方に関心のあるテーマで実施 ③出張講座：保育園・幼稚園に出向き保護者等を対象に講話を実施
児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行う。
子ども家庭総合支援拠点の設置	市独自の児童相談所設置に合わせて、国から令和4年度までに設置を求められている「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策の体制強化を図る。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立に向け必要な支援を行うため、家計改善支援や住居確保給付金の支給、就労準備などを行う。
自殺対策事業	自殺対策基本法で策定を義務付けられた、鹿児島市自殺対策計画に基づき取り組むもので、自殺予防に係る啓発及び自殺に関する相談の実施等により、自殺対策を推進する。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成する講座を実施する。

DV 等対策	男女間における暴力の予防と根絶に向けた啓発及び男女共同参画の視点をもった相談のあり方を内容とする研修を行う。
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じることにより、生活の中で直面する諸問題の解決や生活の安定を図る。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図る。
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
ひとり親家庭等総合相談会事業	ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。
子育て短期支援事業	<p>○短期入所生活援助（ショートステイ）事業 児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫の暴力により緊急一時に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業 児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
母子・父子世帯への市営住宅の優先入居	市営住宅の募集において、母子・父子世帯のみが申込みできる住戸を設け、居住の安定確保を支援する。

市営住宅の募集における子育て世帯枠の確保	空家募集の際、空家2戸のうち1戸を新婚・子育て世帯（小学生以下の子供のいる世帯）向け住宅として、別枠募集を行う。
地域の飲食店子ども食堂プロジェクト	新型コロナウイルス感染症により活動自粛を行っている子ども食堂の活動を支援し、子育て家庭の負担軽減及び地域経済の活性化を図るため、市内の子ども食堂と飲食店が連携し子どもや大人にお弁当を提供するための必要経費を、「かごしまこども食堂地域食堂ネットワーク」に対し助成する。

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### ◆現状◆

- 多くの保護者が就労しているものの、相対的貧困状況にある世帯では非正規雇用で就労している割合が高い傾向にあります。特に母子世帯においては、正規雇用の就労を希望しても、育児との両立が難しい、フルタイムの勤務や残業に対応できる子どもの預け先が無いなどの理由により、実現が難しい状況にあります。

#### ◆施策の方向◆

保護者の就労支援にあたっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接することのできる時間を確保できる労働環境の整備に努めるなど、仕事と生活の調和に資する支援を講じていく必要があります。

特に、ひとり親家庭の保護者に対して、公的職業紹介事業者などの専門機関との連携による就労支援を行うほか、保護者の状況に応じたきめ細かな就労支援を推進します。

#### ◆主な取組◆

仕事と生活の調和の実現に向けた取組や、家庭の状況に応じた就労支援の取組を推進します。

事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
母子家庭等自立支援事業	就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高卒認定試験受講修了時等給付金を支給することにより、ひとり親家庭等の就労活動を支援し、自立の促進を図る。
生活困窮者自立支援事業 (再掲)	生活困窮者の自立に向け必要な支援を行うため、家計改善や住居確保給付金の支給、就労準備などを行う。
被保護者就労支援事業	就労支援員が稼働年齢層である生活保護受給者に対し、個々の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行い、就労支援を行う。
若年者等雇用促進助成事業	若年者等の雇用機会の拡大に資するため、若年者等を雇用した事業主に対し、国のトライアル雇用事業と協調して市単独の支援金を支給する。

就職困難者等雇用促進助成事業	雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、障害者等を雇用した事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金と協調して市単独の奨励金を支給する。
働きたい女性の就活応援事業	働く意欲のある女性の再就職等の促進を図るため、職場見学会や講座を開催し、離職期間があることに伴う不安等の解消を図りながら、就職活動をサポートする。
被保護者自立促進事業	稼働能力がありながら、稼働していない生活保護受給者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進するため、協力事業所において、身体ならし、職場適応のための訓練を行う。

## (4) 経済的支援

### ◆現状◆

- ・市全体の 14.6%、およそ 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困状態にあるという結果でした。
- ・相対的貧困の家庭では、日々の家計管理にも困難が生じている状況がみられます。

### ◆施策の方向◆

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点からも重要であり、困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

### ◆主な取組◆

各種手当や助成制度の実施のほか、家計相談などの相談支援を通した日常生活支援を推進します。

事業名	事業概要
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給する。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。
こども医療費助成事業	中学 3 年生までのこども医療費の一部を助成する。
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用	保育料等について、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。
市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業	ひとり親家庭等の義務教育中の児童の保護者に対し、手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図る。
愛の福祉基金事業	篤志家からの寄付金を基金として積立て、その運用利息等で、母子・父子家庭等の児童が中学校へ入学したときに図書カードを贈呈し、その入学を祝い励ます。
幼児教育・保育の無償化（再掲）	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3 歳から 5 歳までの子ども、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。

保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。
就学援助（再掲）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。
奨学資金貸付制度（再掲）	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
特別支援教育就学奨励費（再掲）	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
生活保護法による扶助費	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。
ひとり親家庭等総合相談会事業（再掲）	ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。

**参考 「鹿児島市子どもの未来応援プラン」4つの柱と  
「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」第4章施策の展開との関係**

子どもの未来応援プランは、国の「子供の貧困対策に関する大綱」をベースに関連施策等の整理を行っておりますが、子どもや子育て家庭に対する取組であることから「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」と共通するものも多く、両計画の大まかな関係を整理すると以下のようになります。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく「鹿児島市子どもの未来応援プラン」4つの柱	「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」 第4章施策の展開
①学びの支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援 (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (7) 子どもの安全の確保 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (12) 子育てに対する経済的支援
②生活の安定に資するための支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援 (3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進 (5) 子育てを支援する生活環境の整備 (6) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (7) 子どもの安全の確保 (8) 児童虐待対策の推進 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進
④経済的支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (12) 子育てに対する経済的支援

## 参考 鹿児島市で行っている相談

相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など	
消費生活相談	消費生活上の契約に関するトラブル、多重債務、その他消費生活に関すること	月～金曜日 9時～17時15分	消費生活センター ☎ 808-7500 FAX 808-7501	
女性相談 ※面接相談は要予約	総合相談(電話・面接相談)	火～日曜日 (休日も対応) 10時～17時 (水曜日は20時まで)	サンエールかごしま相談室 (配偶者暴力相談支援センター) ☎ 813-0853 FAX 813-0937 (休館日：月曜日 ※休日のときは翌平日)	
	心理相談(面接相談のみ)	第1木曜日 14時～17時		
	法律相談(面接相談のみ)	第2・4木曜日 13時～16時		
男性相談 (電話・面接相談) ※要予約	男性相談員(臨床心理士等)による男性のための悩み相談	偶数月…第3日 曜日13時～16時 奇数月…第3土曜日10時～13時		
家庭児童相談	家庭における児童の悩みごと児童虐待に関することなど	月～金曜日 こどもと女性の相談室 8時30分～17時15分	こどもと女性の相談室 ☎ 216-1262 FAX 216-1284	
女性相談	女性の身上や生活上の悩みごと、夫からの暴力に関することなど	谷山福祉部福祉課 9時15分～16時②	谷山福祉部福祉課 ☎ 269-8460 FAX 267-6555	
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭の自立に必要な支援に関すること			
子育て相談 ※専門相談は要予約	子育ての悩みや育児、子どもの発育・発達に関する相談 臨床心理士や言語聴覚士、助産師などによる専門相談	毎日9時～17時 (休日も対応。 ただし、りぽんかんは第1月曜日は除く)	すこやか子育て交流館(りぼんかん) ☎ 812-7741 FAX 812-7744  親子つどいの広場 (なかまっちゃん) ☎ 226-5539 (たにっこりん) ☎ 266-6501 (なかよしの) ☎ 243-3255 (いしきらら) ☎ 220-1200	
妊娠・出産・子育てに関する相談	保健師や助産師など、専門職による妊娠・出産・子育てに関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分②	中央保健センター ☎ 259-2364 FAX 259-2392 北部保健センター ☎ 244-5693 東部保健センター ☎ 216-1310 西部保健センター ☎ 252-8522 南部保健センター ☎ 269-2315	吉田地区保健センター ☎ 224-1215 松島地区保健センター ☎ 293-2380 松元地区保健センター ☎ 278-5417 郡山地区保健センター ☎ 298-2114 喜入地区保健センター ☎ 345-3434
乳幼児相談	子どもの発育・発達の気がかりや保健福祉サービスなどに関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分②	母子保健課 ☎ 216-1485 FAX 216-1284	
小児慢性特定疾病に関する相談	疾病のある児童等の療養や日常生活に関すること			
小児慢性特定疾病児童等の自立支援相談	自立や就労に必要な支援に関すること	月～金曜日 10時～16時	かごしま難病・小児慢性特定疾患を支援する会 ☎ 090-1921-3511	
各種保育サービスに関する相談	保育所などの利用手続きに関する相談など	月～金曜日 8時30分～17時15分	保育幼稚園課 ☎ 216-1258 FAX 216-1284 谷山福祉部福祉課 ☎ 269-8473 伊敷福祉課 ☎ 229-2113 吉野福祉課 ☎ 244-7379	

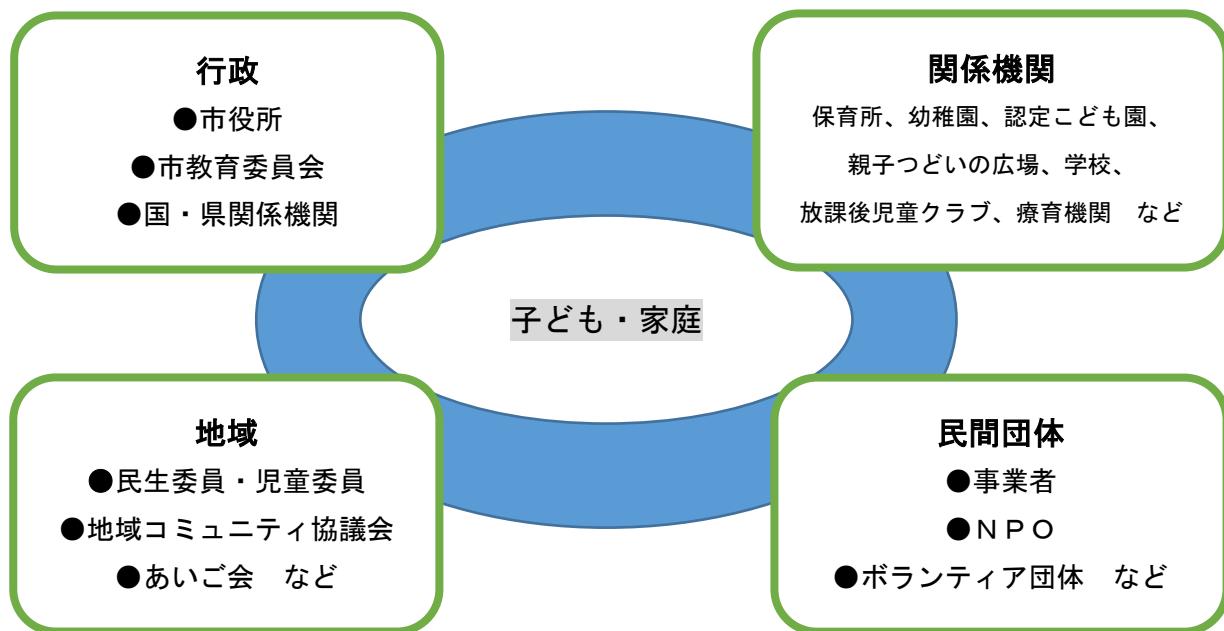
相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など	
生活相談・雇用相談、就労支援	生活中に困っている方の生活相談・雇用相談、ハローワーク・シルバー人材センターによる就労支援	月～金曜日 8時30分～17時15分	生活・就労支援センターかごしま ☎ 803-9521 FAX 216-1234	
障害者福祉相談	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害の各種相談 障害者差別に関する相談	月、火、木～土曜日 10時～18時	障害者基幹相談支援センター ☎ 226-1200 FAX 226-1144	
障害者緊急相談	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害の各種緊急対応（相談・一時受入れ）	24時間 年中無休	障害者地域生活支援拠点 ☎ 813-7183 FAX 813-7176	
精神保健相談 ※ 医師による相談は要予約	うつ病などの精神的な病気や認知症・ひきこもり・アルコールやギャンブル・薬物などの依存症、こころの健康に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健支援課 ☎ 803-6929 FAX 803-7026	
健康に関する相談	健康に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-6927 ☎ 803-7023 FAX 803-7026 北部保健センター ☎ 244-5693 東部保健センター ☎ 216-1310 西部保健センター ☎ 252-8522 中央保健センター ☎ 258-2364 南部保健センター ☎ 268-2315	吉田地区保健センター ☎ 294-1215 桜島地区保健センター ☎ 293-2360 松元地区保健センター ☎ 278-5417 郡山地区保健センター ☎ 298-2114 喜入地区保健センター ☎ 345-3434
感染症に関する相談	HTLV-1、HIV（エイズ）、ウイルス性肝炎、性感染症、その他感染症に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-7023 FAX 803-7026	
予防接種に関する相談	予防接種に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-7023 FAX 803-7026	
教育相談	学習、進路、不登校、いじめ、子育てなど教育全般に関すること ※ 面接相談は要予約	月～金曜日 面接相談 9時30分～17時 電話相談 9時30分～20時  土曜日 面接相談・電話相談とも 9時～12時	教育委員会 教育相談室 ☎ 226-1345 心のダイヤル ☎ 224-1179	
	学習、人間関係、子育て等、家庭教育に関すること	月～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～12時	各地域公民館  ※お問い合わせは、各地域公民館もしくは、生涯学習課 ☎ 813-0851 FAX 813-0937	
青少年の悩み・心配ごと相談	青少年の悩み、心配ごと	月～金曜日 9時30分～17時	青少年補導センター ☎ 224-2000	
キヤリング カウンセリング ※要予約	女性を対象とした、仕事上の悩みや職業人としての生き方・働き方に関する相談、就職支援など	火曜日 午後（月3回） 木曜日 夜間（月1回）	勤労女性センター ☎ 251-8010 FAX 255-7039	
	勤労青少年を対象とした、職業人としての生き方や仕事を充実させるための方策など	水曜日 18時～21時  月末の水曜日のみ 14時～17時	勤労青少年ホーム ☎ 255-5771 FAX 255-5750	
国際交流アドバイザーによる相談窓口	外国人住民のための日常生活の相談 ※対応言語：英語・韓国語・中国語	月～金曜日 9時～17時◎	国際交流課 ☎ 216-1131 FAX 224-8900	

## 7 計画の推進にあたって

### (1) 取組主体と役割分担

本プランは、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができる社会の実現を目的としています。

そのため、本プランの推進にあたっては、施策の概要の主な取組に掲げた項目を含め、各主体（行政、地域、関係機関、民間団体など）がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して各種の取組を推進していくことが重要です。



## (2) 計画推進体制

本プランの推進にあたっては、着実な実施を図るため、様々な分野の主体が一体となって計画の推進に努めます。

また、子どもや家庭に対する施策を効果的に推進するには、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を総合的・一体的に推進し、子どもや家庭を地域社会全体で支援していくこととします。

### ①鹿児島市子ども・子育て会議、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会

本プランの進行管理を目的に、計画の進捗状況は「鹿児島市子ども・子育て会議」と「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」に報告し、施策推進における評価並びに助言・提言を受けます。

【子ども・子育て会議】		【子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会】	
公募市民	鹿児島県看護協会	こども未来局	
学識経験者	鹿児島県栄養士会	人事課・政策推進課	
鹿児島市保育園協会	鹿児島市社会福祉協議会	財政課・男女共同参画推進課	
鹿児島市私立幼稚園協会	鹿児島市民生委員児童委員協議会	障害福祉課・地域福祉課	
鹿児島市小学校長会	鹿児島市母子寡婦福祉会	谷山福祉部福祉課・保健政策課・	
鹿児島市児童クラブ連絡協議会	鹿児島市P T A連合会	保健予防課・雇用推進課	
鹿児島市医師会	鹿児島市子育てサークル連絡協議会	市立病院事務局総務課	
鹿児島市歯科医師会	鹿児島子どもの虐待問題研究会	学校教育課・保健体育課	
鹿児島市薬剤師会	企業関係者	青少年課	

【令和2年4月現在】

### ②鹿児島市子どもの貧困対策庁内会議

子どもの貧困対策に関する府内関係課による会議で、本プランに基づく施策の推進及び今後の子どもの貧困対策の協議を進めていきます。

こ ど も 福 祉 課	こ ど も 政 策 課	保 育 幼 稚 園 課	母 子 保 健 課	こ ど も 支 援 室	保 健 予 防 課	保 健 支 援 課	保 護 第 一 課	谷 山 福 祉 課	雇 用 推 進 課	住 宅 課	国 際 交 流 課	教 委 總 務 課	青 少 年 課
----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	------------------